

建設経済の最新情報ファイル

**RICE** monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

# 研究所だより

No. 413

2023 8

## CONTENTS

視点・論点『建設業と人権』	.....	1
I. 千年の都・京都の最近のまちづくりトピックス	.....	2
II. 2023・2024年度の建設投資見通し	.....	11
III. 約束手形の歴史と2026年の利用廃止に向けた動向	.....	21



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 フロンティア御成門 8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: <https://www.rice.or.jp/>





## 建設業と人権 研究理事 朝津 陽子

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動に社会的な責任が求められる傾向が強くなっている。企業活動における人権尊重を求める動きは1970年代からあったが、近年、特に米欧を中心に、サプライチェーンと人権を巡る問題が大きな政策課題となっており、取組を義務化(法制化)する動きも出てきている。JETRO等のレポートによると、最近の急速な関心の高まりの背景には、米国と中国の対立の中で米国が人権・民主主義などの基本的価値観を共有する欧州等と連携した外交を重視し、それが対外経済政策にも影響しているということだそう。

この昨今の大きな流れのきっかけとなったのは、2011年に国連で作られた「ビジネスと人権に関する指導原則」である。この指導原則では国家の人権保護義務・企業の人権尊重責任・救済へのアクセスの3本柱を規定している。同原則に基づき各国政府は行動計画を策定するが、日本は2020年に策定した。米欧はさらにその先を行っており、「2015年現代奴隷法」(英国、2015年施行)、「サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法」(ドイツ、2021年制定)、「コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案」(EU、2022年公表)などの企業向け法制が整備されている。その内容は様々だが、主には①自社事業・サプライチェーン等におけるリスク対応等に関する開示又は監督官庁への報告の義務付け、②人権デュー・ディリジェンスの実施・開示の義務付け、③強制労働により製造等された製品の輸入規制の類型がある。<sup>1</sup>

一方、日本国内の動きとしては、行動計画の策定後、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が政府から発表された。日本で事業活動を行う企業に向けて、企業に求められる人権尊重の取組を具体的に解説したものである。政府自身の取組としては、公共調達の際、入札企業の人権尊重確保に努めることを本年4月に決定した。具

体的には、入札説明書や契約書に「入札希望者／契約者は前出ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める」旨の記載を導入することである。建設業に関しては、この決定を受けて国土交通省が6月に事務連絡を发出し、入札説明書に同様の記載をするよう各部署・支分部局に指示した。というわけで、日本国内では企業の取組は義務化されておらず、公共事業に関しても影響はほぼ無いと言っている状況だ。

しかし、海外に拠点があるかどうかは本質的に問題でなく、日本国内でのみ活動するとしても取組は必須だ。なぜなら、米欧の法制では国(域)内外のサプライチェーン・バリューチェーン<sup>2</sup>を対象にしているからだ。例えば、EUに拠点がなく自社にEU指令案の直接適用がないとしても、取引先がEUに拠点があれば、日本国内の取引においてもデュー・ディリジェンスの実施が求められることがありうるし、体制が整備できていなければ契約を受注できないこともありうる。また、人権リスクは、一般的に想像する強制労働や児童労働だけでなく、外国人技能実習生や労務管理、ハラスメント、差別、女性活躍など幅広く、建設業の領域で当てはまるものは多い。日本の建設企業大手・準大手15社の対応状況を簡単に調べてみた(主に各社HP)ところ、ほぼ全ての会社で人権方針は策定されていた。しかし、今年に入って方針を策定したばかりで、デュー・ディリジェンスの実施には至っていないと見受けられる企業が複数あった。さらに難しいのは、下請業者の取組まで求められることである。契約上の立場を利用して取引先に一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合には下請法や独禁法に抵触する可能性もある。業界全体での取組は不可欠であり、今後の動きに注目したい。

<sup>1</sup> 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)参照。

<sup>2</sup> バリューチェーンとは、企業による商品の生産又はサービスの提供に関連する活動をいい、商品又はサービスの開発、商品の使用と廃棄、及び企業の川上及び川下における確立したビジネス関係に関連する活動を含む(指令案第3条(g)、前文18項)。

## I. 千年の都・京都の最近のまちづくりトピックス

京都市都市計画局長

竹内 重貴

### 1. はじめに

京都市は、平安遷都から長年にわたる歴史を今に伝える「千年の都」です。街を歩けば、観光地として有名な寺社仏閣はもちろんのこと、各所の路傍に佇むお地蔵さん、京町家、和服で出歩く人の多さなどなど、京都が長年育んできた歴史や生活文化を体感することができます。同時に、京都はコーヒーやパンの消費量が全国トップクラスであるなど、意外と「新しい物好き」な側面もあります。

歴史文化を大切にしながら、新しいものも取り入れるという京都人の気質が、遺産都市に陥ることなく、今も生き続ける「永遠に新しい歴史文化都市」を形作っているのではないかと考えます。

一方で、現在の京都は、かつてもそうだったように、今も多くの課題を抱えています。若者・子育て世代の減少、地価高騰に伴う住宅の取得難、空き家問題の顕在化、観光課題への対応などなど、枚挙にいとまがありません。

本稿では、まちづくり分野を中心に、京都が抱える課題に対応・克服し、京都の可能性を切り拓くための挑戦をご紹介します。

### 2. 都市計画の見直し（令和4年4月）

#### （1）京都市の現状・課題

豊かな自然や歴史的な街並み景観など、古くから受け継いできた大切な財産を市民ぐるみで守り育て、磨きをかけ、新たな価値を創造してきた結果、京都の魅力は飛躍的に向上し、国内外から高い評価を受けています。

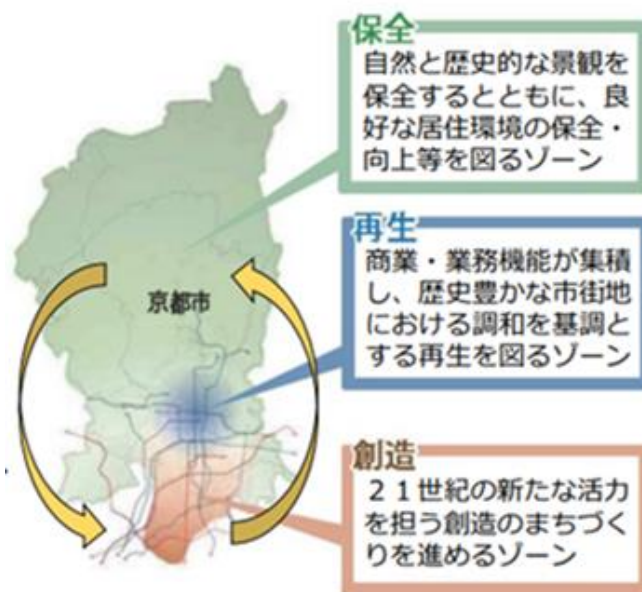
一方、人口減少社会が本格的に到来する中、未来を担う若年・子育て層の減少や働く場として必要となるオフィス空間の恒常的な不足等に、スピード感をもって対応していくことが求められています。特に、三方が山に囲まれて市街地の拡大が地理的に限定されている中、京都の強みを最大限いかして、若い世代はもとより、多様な世代や企業をひきつけるまちとなるため、京都市全体としての発展を目指し取り組んでいくことが重要です。

#### （2）前提となる考え方

京都市では、これまで「保全・再生・創造」という基本方針の下、全国に類を見ない新景観政策をはじめ、市民ぐるみでまちづくりを進めてきました。今後も、豊かな自然や地域文化をはじめ、魅力の源泉を大切に、京都の景観の守るべき骨格を堅持しつつ、多くの市民が生活する生きた大都市の魅力と活力をさらに向上させていくため、景観の保全・再生と地域経済の活性化の両立を図ることが重要です。

そのため、1200年を超えて歴史を積み重ねてきた京都ならではの魅力を持つ「保全・再

生ゾーン」と、「創造・再生ゾーン」で生み出す都市活力を循環させることにより、多様な地域の拠点の活性化や働く場の確保などを実現し、地理的制約への対応と市域全体の持続性を確保することを目指します。



■京都ならではの魅力と都市活力の循環イメージ

### (3) 見直しのねらい、内容

#### ア 都市格の向上により高まった都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成

将来にわたって京都が京都であるためには、都市格にさらなる磨きをかけていくことはもちろん、都市活力を伸ばすための新たな拠点を早急に構築する必要があります。そのため、都心部からの連続性や、新たな拠点を形成できるポテンシャルを考慮したうえで、京都駅周辺（①京都駅南部、梅小路京都西駅周辺、②らくなん進都（鴨川以北）、竹田駅周辺）で都心部の熱を受け止める新たな拠点を形成し、また、その周辺を有機的に結び付けていくことにより、市内の隅々まで熱を波及させ、市域全体の持続性の向上につなげます。

①、②のエリアでは、オフィスやラボにターゲットを絞った容積率や高さ規制の引き上げにより、新たな拠点の形成を誘導する等の見直しを行っています。

#### イ 京都の未来を支える若い世代をひきつける居住環境の創出

これからの京都の未来を担う若年・子育て層が「京都で住みたい、働きたい、学びたい、子育てしたい」と思えるまちづくりを都市全体で進める必要があります。そのため、全国トップレベルの保育・教育環境の維持・向上をさらに図るとともに、とりわけ地価が比較的落ち着いており、アクセス性の高い市内周辺部にある鉄道駅の近傍（③東部方面の外環状線沿道、④市街地西部の工業地域）を中心に、若い世代をひきつける居住環境の創出を図ります。

③、④のエリアでは、低層階部分に賑わい用途（店舗など）を併設し、道路境界線からセットバックするなどの要件を満たす共同住宅に対し、容積率や高さ規制を引き上げることにより、歩いて楽しく、居心地の良い居住環境の創出を図るなどの見直しを行っています。

## ウ 隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との連動による一体的・連続的なまちの形成

京都市が京都都市圏の中核としての役割を発揮し、隣接市町と一体的な発展を目指すためには、市境エリアにおける土地利用の機会を通じて、隣接市町とも好循環を図っていく必要があります。そのため、⑤市境エリアにおいて隣接市町における都市開発等の進展とも十分連動したまちづくりを進めます。

⑤のエリアでは、オフィスや住宅の誘導（JR 桂川駅・阪急洛西口駅周辺）、新たな産業拠点づくり（JR 向日町駅周辺）、商業機能や産業の集積の促進（京阪淀駅周辺）を図るため、用途地域や容積率、高さ規制の見直しを行っています。

## エ 工業地域における多様な立地ニーズへの対応

工場の操業環境が充実した拠点の創出を図るとともに、業務・生産・流通機能の誘導に取り組む一方で、産業用地が限られる状況の下、現在、市街化調整区域において、産業用地の創出を図る取組を進めています。今後も地理的に制約された中で効率的な土地利用の促進がさらに求められており、工業地域において近年増加する物流倉庫をはじめとする多様なニーズへの対応を図ります。

具体的には、市の南部の工業地域の一部で、物流倉庫の高さ規制を工場、事務所、研究施設並みに引き上げます。





### 3. 空き家対策

#### (1) 空き家対策のこれまでの取組

使用可能な空き家が市場に流通しない状態が長く続くことは、京都市に住みたいと考える人に対しては居住機会の損失となります。また、空き家の増加は、防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因となっています。

京都市では、空き家が引き起こすこうした課題に早くから着目し、国における空家特措法（空家等対策の推進に関する特別措置法）の制定に先立ち、平成 25 年 12 月に「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を制定しました（平成 26 年 4 月施行）。空き家の発生の予防、活用・流通の促進、適正な管理、跡地の活用などの総合的な空き家対策に、全国に先駆けて取り組んでいます。

「活用・流通の促進」については、地域の自治組織等の空き家解消の取組を支援する「地域連携型空き家対策促進事業」や、登録を受けた「まちの不動産屋さん」（令和 5 年 4 月現在 254 名）が空き家所有者や地域住民からの相談を受け付ける「地域の空き家相談員」制度、建築士等が現地で空き家の活用方法等をアドバイスする「空き家活用・流通支援専門家派遣制度」等、地域や専門家など多様な主体と連携した取組を行っています。

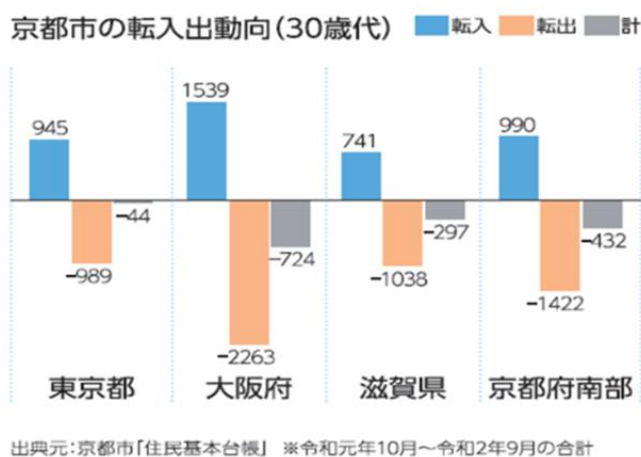
また、「適正な管理」については、同条例の制定後、4,000 件以上の管理不全状態の空き家に対して指導を実施しています。特に近年は、普及啓発から、危険性が高い空き家所有者に対する積極的な指導に方針を転換しています。具体的には、空家特措法に基づく勧告を積極的に実施する（全国の市町村が発出した勧告の約 15%に当たる 83 件を京都市が実施）とともに、固定資産税の住宅用地特例を解除するなどの取組を進めた結果、約 57%が解決に至っています。

これらの総合的な対策により、総務省の「平成 30 年住宅・土地統計調査」では、全国的に空き家数・空き家率が共に増加する中、京都市では、平成 25 年の前回調査と比較してこれらが共に減少するなどの成果を上げているところです。



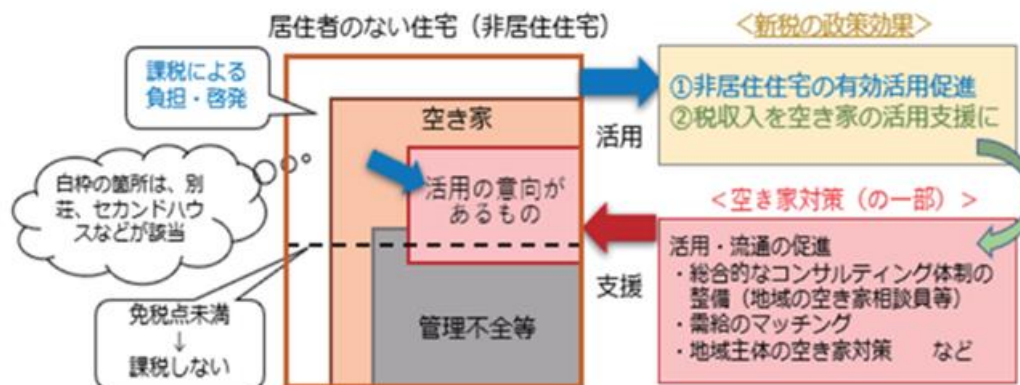
## (2) これからの取組 ～非居住住宅利活用促進税の導入と新たな対策～

京都市では、結婚・子育て期の30歳代の人口が、市内における住宅価格の高騰等を背景に、近郊都市に流出しています。こうした中、空き家の活用・流通に対する支援策の充実や、活用・流通を促進する法規制・運用の見直し、税制面での措置等を総合的に組み合わせ、地域・民間事業者との連携の下、その活用・流通の割合を抜本的に高め、子育て世代が暮らす受け皿として活用することを「都市の成長戦略」と位置づけているところです。



そして、空き家の活用・流通を更に加速させる仕掛けとして、令和8年以降の導入を目指して、独自の法定外税として、「非居住住宅利活用促進税」を創設しました。

非居住住宅利活用促進税の目的は、住宅供給等を促進し、持続可能なまちづくりに資することです。具体的には、非居住住宅の所有者に対して非居住住宅利活用促進税を課すことにより、①非居住住宅の有効活用を促すとともに（経済的インセンティブ（負担）やアナウンスメント効果）、②税収入をもって空き家の活用を支援する施策を講じ（財源効果）、これらの相乗効果によって、若年・子育て世代の受け皿となる住宅の選択肢を増やし、定住促進につなげていくことをねらいとしています。





別の言い方をすれば、この税は、課税による（短期的な）税収の増加それ自体を目的としているものではなく、むしろ、多くの空き家が活用されることで、課税対象が減り、本税の税収が減少していくことを望ましい姿とする、一風変わった税制です。

非居住住宅利活用促進税は、令和 2 年 8 月に設置した「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」における、税やまちづくり等の有識者、市民公募委員らによる議論を経て、令和 4 年 2 月に京都市議会に条例を提案（同年 3 月に可決）し、その後、約 1 年に及ぶ総務大臣との協議を経て、令和 5 年 3 月に正式に導入が決定しました。

京都市では、導入に向けて、新税の周知・広報を徹底するほか、不動産関係団体等とも連携を深め、空き家所有者からの相談を受け止める体制整備等を行っています。

また、本税の政策目的を実現するためには、課税以外の様々な施策とのポリシー・ミックスが重要であることは論を待ちません。そのため、京都市では、住宅政策、都市ブランディング、移住・定住対策などの観点から、民間事業者、大学、地域等の提案やアイデアを最大限活かし、次の 4 つの視点で既存住宅の活用・流通促進の取組にチャレンジしています。

#### ①既存住宅の供給の後押し

活用意思の低い空き家所有者に向け、流通・活用の検討を促す広告を配信する等のプッシュ型情報発信

#### ②既存住宅を活用した住まい方等の情報提供

京都で暮らしたい人向けに、既存住宅を活用した住まい・住まい方の魅力等をホームページ等で発信

#### ③郊外エリアにおける既存住宅の流通・利活用策の検討

狭小住宅の「2戸1」化などによる価値の付与等

#### ④既存住宅の魅力をも高める提案

既存住宅の購買・活用意欲を向上させるためのリノベーション、ホームステージング等

そして、非居住住宅利活用促進税の課税開始後は、その税収をこうした施策に重点的に充て、それを財源として更に取組を強化することで、より一層の政策効果を発揮させていくことを目指しています。

### 4. 市営住宅の空き住戸の活用（若者・子育て世代向け賃貸住宅へ）

先に述べたとおり、京都市では、結婚・子育て期の人口が、市内における住宅価格の高騰等を背景に、近郊都市に流出しています。こうした方々のうち、「京都に住みたいのに住めない」という方に、手ごろな価格で住んでいただくため、市営住宅の空き住戸を若者・子育て世代向け住宅に活用する取組を、今年度から展開しています。

具体的には、市営住宅の空き住戸を、①民間の不動産会社に目的外使用許可で貸し付け、

若者・子育て世帯向けにリノベーションして賃貸する、②公営住宅としての用途を廃止し、住宅供給公社が若者・子育て世帯向けに賃貸する、という、全国でも初となる2つの手法を導入します。

いずれの手法とも、若者・子育て世帯なら広く入居できるよう、所得制限は設けず、賃料も、市営住宅よりは高いものの、近傍同種のファミリー向け賃貸住宅よりは低廉な、お手頃感あるものとしています。

今年5月から事業者の公募を開始したところ、予想を上回る応募をいただき、7月には第一弾の事業者が決定しました。提案も創意工夫に満ちており、子供の成長にあわせて間取りを変更可とする、新婚世帯の家賃を5%割引、子供一人当たり3,000円ずつ家賃を引下げ、入居者が選べる家具付き物件など、バリエーションに富んでいます。

今年秋には、いよいよ第一弾の住居の提供が始まります。初年度である今年度は70戸から、以降段階的に提供戸数を増やし、数百戸程度の活用を目指しています。

「市営住宅の空き住戸」を若者・子育て向け住宅に活用！

## 事業のポイント ～全国初の先進的な取組～

### ● 2つの仕組みで、市営住宅を若者・子育て住宅に活用

#### 1 民間とタッグ、若者・子育て向けリノベ賃貸へ！

- ✓ 空き住戸を民間事業者（不動産会社等）に貸し付け。民間事業者の資力とアイデアで若者・子育て世帯向けリノベーションし、賃貸へ（目的外使用許可）

#### 2 住宅供給公社とガッチリ、若者・子育て公社賃貸へ！

- ✓ 市営住宅の空き住戸を、若者・子育て世帯向けの公社賃貸へ（用途廃止）

### ● 若者・子育て世帯なら、広く入居が可能。所得制限はなし。

### ● 賃料水準も、若者・子育て世帯にとってお手頃感のあるものに。

➡ 従来の福祉的利用を超えた目的外使用や用途廃止の手法は**全国初**  
**大きな一歩を踏み出し、全国を先導！**

1

「市営住宅の空き住戸」を若者・子育て向け住宅に活用！

## どんなエリアで？ どの団地で？

### どんなエリアで？

- ✓ 鉄道駅やスーパーが近いなど、**利便性が良い地域**
- ✓ 自然豊か&バツグンの教育環境、**洛西・向島ニュータウンでもチャレンジ**

通勤、通学に最適  
近くに公園があるなど、  
子育てしやすい環境！

### 例えばどの団地で？

#### 1 利便性バツグン、生活便利

※多額の整備費を要して、市営住宅として利用できない住戸等が対象

- ✓ 南烏丸市営住宅（地下鉄「九条駅」徒歩3分）
- ✓ 西京極市営住宅（阪急「西京極駅」徒歩11分）
- ✓ 山科市営住宅（スーパーが近く生活に便利）
- ✓ 洛西・向島ニュータウン（小・中一貫校などによるバツグンの教育環境）

#### 2 若者・子育て公社賃貸

- ✓ 二条市営住宅（JR・地下鉄「二条駅」徒歩3分）

2

## 5. ニュータウンの再生

京都市の西部の丘陵地に整備された洛西ニュータウンは、まちびらきから約50年が経過し、人口の減少や高齢化が進行しています。一方で、空き家率は市内平均を大きく下回っており、既存住宅の流通、若い世代への「住み替え」が進んでいません。また、エリアごとに住宅、商業などに特化した用途規制となっているため、日常の買い回りの便が悪いなどの課題が顕在化しています。

こうした状況に歯止めをかけ、多世代が共生する、魅力あるニュータウンに再生するため、今年4月に市役所の関係部局で構成する洛西SAIKO（さあ、いこう）プロジェクト推進本部を設立し、7月に活性化策の中間とりまとめを発表しました。

中間とりまとめでは、

- ①ニュータウンの核となるタウンセンター地区で、専門店街の全面リニューアル、共同住宅の建築の解禁（低層階に賑わい施設を整備するものに限定）、バスターミナルの再整備
- ②ニュータウン内のバス事業者4社（京阪京都交通、ヤサカバス、阪急バス、京都市交通局）が連携したバス路線の再編やシームレス化（定期券の共通利用化など）
- ③子供に人気の遊具の導入やお手洗いのリニューアル、イベントの開催など、子育て世代に魅力的な公園づくり
- ④地域内の住民、事業者など、幅広い方々が参画する「サポーター」の募集・拡大などによる協働の推進

などを打ち出し、できるものから一気呵成に取り組を展開しています。

**洛西“SAIKO”プロジェクト**  
**みんなが進める！実行策**  
 7月中間とりまとめ

**6. 協働と魅力発信**

○魅力・情報の発信とサポーターの拡大  
 ・“SAIKO”サポーターを募集・拡大、共済でプロジェクト推進！  
 ・民間住宅情報誌・サイト等での洛西地域の魅力発信（10月～）

**2. 若者呼び込み住まいづくり**

○市営住宅のリノベ・活用！  
 ・活用事業者決定！10月から入居者募集開始を予定！

○洛西NT内の住宅を会社が買取り販売！

○府・UR都市機構との連携  
 ・URと連携協定を締結予定、市・府が、より力強く連携！

○既存住宅の流通をスムーズに  
 ・カルテを作成し、ローンなどで評価を受けやすい仕組みを構築！

○洛西NTタウンセンターに賑わい×マンションを誘導！  
 ・賑わい施設併設のマンションが建築できるよう都市計画を見直し！

○低層住宅地の建築ルール見直し検討

○市街化調整区域での住宅新築が可能に

**1. 便利で賑わいのある暮らし**

○洛西NTタウンセンターの魅力アップ  
 ・ラフセース専門店街の全面リニューアル！  
 ・12月オープン、令和6年10月には医療モールが進出予定  
 ・ワクワクするイベントやみんなが集える空間づくりの取組（秋頃～）

○洛西NTサブセンターの活性化  
 ・新林サブセンターに店舗が出店予定！

○彩り豊かな暮らしのための建築ルールの見直し  
 ・住まいの近くに働く場等ができるよう都市計画を見直し

**3. 交通のバージョンアップ**

○さらに便利に！バス交通をバージョンアップ  
 ・路線の再編を検討中（早期に方針決定）  
 ・洛西バスターミナルのバス待ち環境の向上  
 ・民営バス敬老乗車証の利用範囲拡大！（令和5年10月）

○バスによってSAIKOキャンペーン実施！  
 ・洛西地域のバス交通をPR！

**4. 公園・公有地の魅力アップ**

○公園の魅力アップ！街路樹もより美しく！  
 ・子どもに人気の遊具などの導入でどんどん充実・グレードアップ！  
 ・街路樹をきれいに剪定、通りの魅力アップ

○楽しみが日々を彩る公園づくり！  
 ・小畑川中央公園にキッズカーが初出店（6月）  
 ・今後も継続実施予定！  
 ・公園の使い方を地域と共に検討！

○京都市立芸術大学跡地の活用  
 ・9月から公営宝プロポーザルを開始！

**5. 「学び」と「しごと」が広がるまち**

○洛西陵明小中学校の開校！  
 ・小・中一貫教育校がはじまり実現、令和7年4月開校

○洛西ならではの学びの充実  
 ・「洛西高専下こども大学→洛西生き物ラボ」開催！（7月、8月）等

○洛西地域の活性化を通じた働く場の充実  
 ・公有地の活用を通じた働く場の充実を検討  
 ・種イノベーションパークでベンチャー企業等の支援充実

概要版 RAKUSAI PROJECT

## 6. おわりに

京都のまちは、歴史景観や自然景観を保全し、後世に継承するなど、京都が長年にわたり育んできた歴史や生活文化を「守る」ことと、果敢に変革に挑戦し、新しいものを採り入れる「新陳代謝」を同時に実現して、千年にわたる歴史を育んできました。

小職が京都市でお世話になってちょうど1年。千年の歴史からすれば「まばたき」のような期間かもしれませんが笑、京都のまちづくりの歴史の1ページを刻むことができることを誇りに、京都が京都であり続けるために、まちづくりの挑戦を続けていきたいと思います。

皆さんも是非、「永遠に新しい歴史文化都市」京都におこしやす。  
お待ちしております。

## II. 2023・2024年度の建設投資見通し

### 1. 建設投資の推移

2023年度は、新型コロナウイルスの第5類移行等の影響により国内景気が持ち直しており、民間非住宅建設投資を牽引役として、建設投資全体は前年度を上回ると予測する。また、実質値ベースでも前年度と比べて1.5%増の微増と予測する。

2024年度は、堅調な景気のもと、名目値・実質値ベースともに微増と予測する。

**2023年度の建設投資は、前年度比2.5%増の71兆7,700億円と予測する。**

**政府建設投資**は、2023年度の予算は国・地方ともに前年度と同水準であるが、足元の出来高が前年度比で増加していることを踏まえ、名目値・実質値ベースともに前年度比で増加すると予測する。

**民間住宅投資**は、新設住宅着工戸数が建設コストの高止まりや住宅ローン金利上昇に対する懸念等から、前年度比で同水準であるが、やや減少すると予測する。着工戸数の減少に伴い、名目値・実質値ベースともに投資額は同水準であるが、やや減少すると予測する。

**民間非住宅建設投資**は、企業の設備投資意欲の高さ等に鑑み、名目値・実質値ベースともに前年度比で微増と予測する。

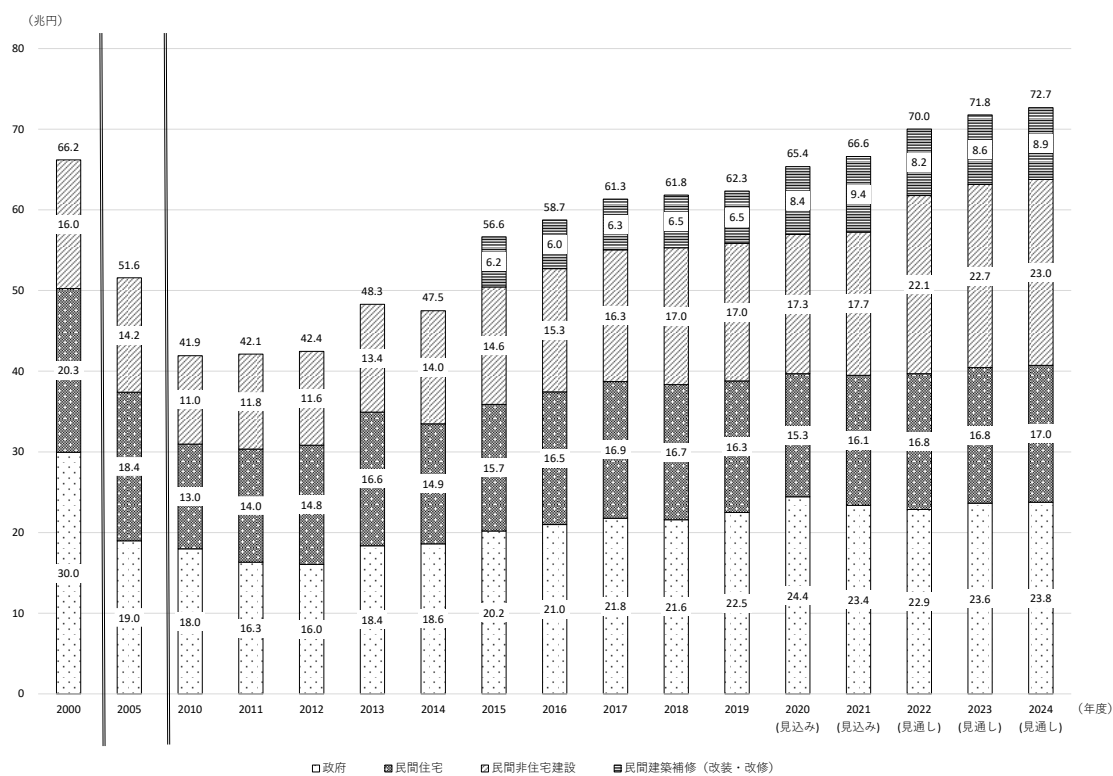
**2024年度の建設投資は前年度比1.2%増の72兆6,600億円と予測する。**

**政府建設投資**は、国・地方ともに予算を前年度並みと想定した。

**民間住宅投資**は、新設着工戸数が前年度比で同水準であるが、やや増加すると想定し、投資額は名目値・実質値ベースともに前年度と同水準であるが、やや増加すると予測する。

**民間非住宅建設投資**は、2023年度に引き続き堅調で、2023年度比で微増と予測するが、長引くウクライナ情勢や国内外の金利政策の変化等、世界的な経済・社会情勢を注視する必要がある。

図表 1 建設投資額（名目額）の推移



## 2. 政府建設投資の推移

2023 年度の政府建設投資は、前年度比 3.4% 増の 23 兆 6,400 億円と予測する。

国の直轄・補助事業の 2023 年度当初予算は、一般会計に係る公共事業関係費が前年度並みに確保されている。また、2022 年度補正予算についても、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」をはじめとした公共事業関係費が前年度並みに確保されており、2021 年度補正予算の一部とあわせて、2023 年度の出来高として実現されると予測する。

地方単独事業の 2023 年度予算は、総務省がまとめた「令和 5 年度地方財政計画の概要」で示されているとおり、前年度並みに確保されている。

国・地方ともに予算規模は前年度と同水準である一方で、2023 年度の足元の出来高は前年同月比で増加していることを考慮し、名目値・実質値ベースともに前年度比で増加すると予測する。



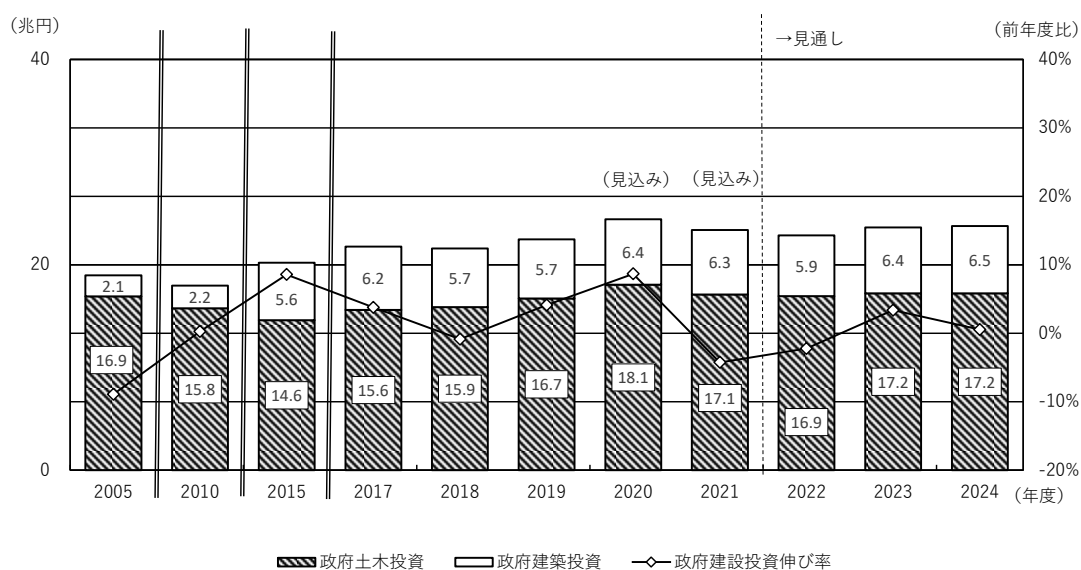
**2024年度の政府建設投資は、前年度比0.5%増の23兆7,700億円と予測する。**

国の直轄・補助事業の2024年度当初予算は、一般会計に係る公共事業関係費を前年度並みと想定した。また、補正予算については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を考慮して、2022年度・2023年度補正予算に係るものの一部が、2024年度に出来高として実現されると予測する。

地方単独事業の2024年度予算も前年度並みと想定した。

なお、物価上昇の落ち着きが想定され、実質値ベースでの政府建設投資は、前年度比で微増と予測する。

**図表2 政府建設投資額（名目値）の推移**



### 3. 住宅着工戸数及び民間住宅投資額の推移

**2023年度の住宅着工戸数は、前年度比△0.9%の85.3万戸と予測する。**

建設コスト高止まりや住宅ローン金利上昇に対する懸念等のマイナス要因が引き続き、着工戸数は前年度と同水準であるが、やや減少すると予測する。

**2023年度の民間住宅投資額は、前年度比△0.1%の16兆8,100億円と予測する。**

着工戸数の減少を受け、投資額は名目値・実質値ベースともに前年度と同水準であるが、やや減少すると予測する。

**2024年度の住宅着工戸数は、前年度比0.2%増の85.5万戸と予測する。**

建設コスト高止まりの影響は一巡し、住宅取得マインドの回復が期待されるため、前年度と同水準であるが、やや増加すると予測する。

**2024年度の民間住宅投資額は、前年度比0.8%増の16兆9,500億円と予測する。**

**2023年度の持家着工戸数は、前年度比△2.5%の24.2万戸と予測する。**

建設コスト高止まり等の要因は継続して住宅需要の下振れに影響を及ぼしており、足元の着工戸数は前年同月比で減少が続いている。また注文住宅大手の受注速報も厳しい状況がみられる。今後の回復材料も乏しいため、着工戸数は微減と予測する。

**2024年度の持家着工戸数は、前年度比0.7%増の24.4万戸と予測する。**

国内全体の物価高の影響が一服し、それまでの買い控えの反動を想定し前年度と同水準であるが、やや増加すると予測する。

**2023年度の貸家着工戸数は、前年度比1.0%増の35.1万戸と予測する。**

足元の着工戸数と賃貸住宅大手の受注速報は前年度並であり、勢いは鈍化するものの着工戸数は前年度と同水準であるが、やや増加すると予測する。

**2024年度の貸家着工戸数は、前年度比1.1%増の35.5万戸と予測する。**

前年度の好調を同水準で維持し、前年度比で微増と予測する。

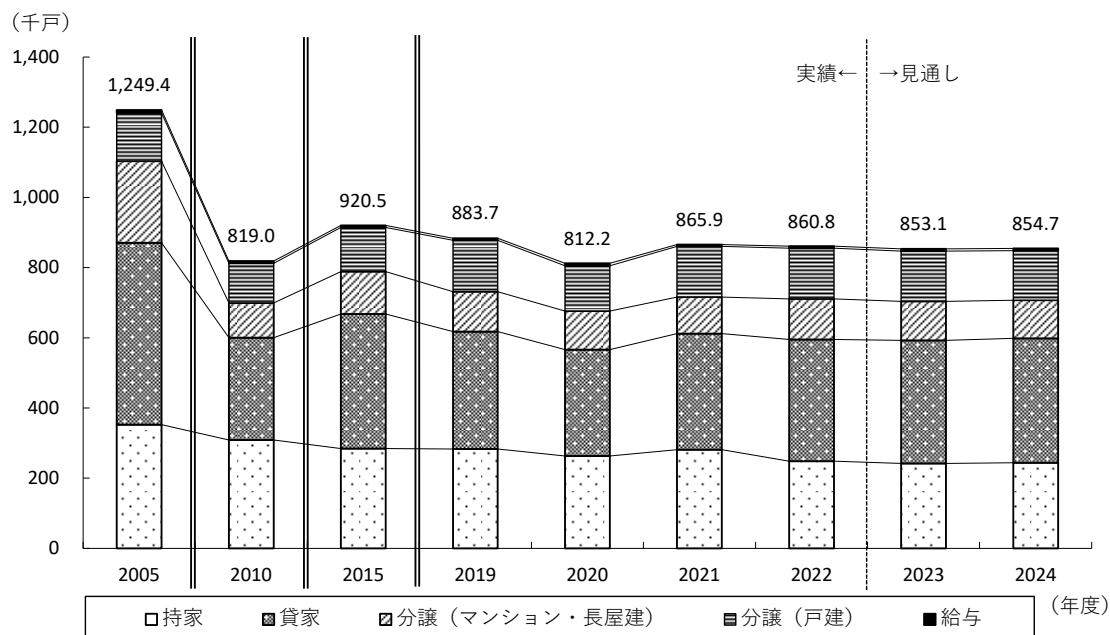
**2023年度に分譲住宅着工戸数は、前年度比△2.0%の25.4万戸と予測する。**

マンションは需要回復基調にあるが一服感がみられる。戸建の足元の着工戸数は好調だが、長期トレンドでみた勢いは鈍化傾向にあり、分譲全体では前年度比で微減と予測する。

**2024年度に分譲住宅着工戸数は、前年度比△1.6%の25.0万戸と予測する。**

マンションは大都市圏での需要が下支えするも前年度比で増加には至らず、都心回帰等の影響を受けてコロナ禍以来の戸建の好調さも一巡すると想定し、分譲全体では前年度比で微減と予測する。

図表3 住宅着工戸数の推移



(戸数単位：千戸)

年度	2005	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023 (見通し)	2024 (見通し)
全体 (対前年度伸び率)	1,249.4 4.7%	819.0 5.6%	920.5 4.6%	883.7 -7.3%	812.2 -8.1%	865.9 6.6%	860.8 -0.6%	853.1 -0.9%	854.7 0.2%
持家 (対前年度伸び率)	352.6 -4.0%	308.5 7.5%	284.4 2.2%	283.3 -1.5%	263.1 -7.1%	281.3 6.9%	248.1 -11.8%	241.9 -2.5%	243.6 0.7%
貸家 (対前年度伸び率)	518.0 10.8%	291.8 -6.3%	383.7 7.1%	334.5 -14.2%	303.0 -9.4%	330.8 9.2%	347.4 5.0%	350.9 1.0%	354.5 1.1%
給与 (対前年度伸び率)	8.5 -9.5%	6.6 -50.3%	5.8 -25.9%	6.1 -23.2%	6.9 13.1%	5.5 -20.5%	5.7 4.1%	6.2 7.6%	6.4 3.3%
分譲 (対前年度伸び率)	370.3 6.1%	212.1 29.6%	246.6 4.5%	259.7 -2.8%	239.1 -7.9%	248.4 3.9%	259.5 4.5%	254.3 -2.0%	250.2 -1.6%
マンション・長屋建 (対前年度伸び率)	232.5 10.9%	98.7 44.5%	120.4 7.6%	113.6 -7.1%	109.8 -3.3%	104.3 -5.0%	115.2 10.5%	110.9 -3.7%	108.9 -1.9%
戸建 (対前年度伸び率)	137.8 -1.2%	113.4 19.0%	126.2 1.6%	146.2 0.9%	129.4 -11.5%	144.1 11.4%	144.3 0.1%	143.3 -0.7%	141.4 -1.4%

注1) 2022年度までは国土交通省「建築着工統計調査」より。

#### 4. 民間非住宅建設投資 (建築+土木) の推移

**2023年度の民間非住宅建設投資は、前年度比2.8%増の22兆6,900億円と予測する。**

堅調な企業の設備投資意欲により、倉庫・流通施設や半導体関連産業を中心とした工場の新設需要が好調なことから、名目値・実質値ベースともに前年度比で微増と予測する。一方で、建設資材価格の高止まりといった懸念材料もあり、動向を注視する必要がある。

**2024年度の民間非住宅建設投資は、前年度比1.5%増の23兆400億円**と予測する。

引き続き設備投資の持ち直しがみられることから、名目値・実質値ベースともに前年度比で微増と予測する。

**事務所**は、投資家の旺盛な投資意欲が続くことから、大都市圏の開発案件を中心に、着工床面積は2023年度以降も前年度を上回る水準と予測する。

**店舗**は、消費財を中心としたインフレに伴う消費マインドの減退により、小売業販売額は減少基調であることから、着工床面積は2023年度以降も前年度を下回る水準になると予測する。

**工場**は、堅調な設備投資意欲及び計画によって、着工床面積は2023年度以降も底堅く推移すると予測する。

**倉庫・流通施設**は、着工床面積は2021年度に頭打ちと見込まれるが、高水準で推移している。倉庫スペースの拡張や物流網の増強ニーズは引き続き高く、首都圏のみならず地方都市圏においても新規供給が続く見込みであることから、2023年度の着工床面積は前年度と同水準で推移すると予測する。

**医療・福祉施設**は、着工床面積が足元では伸び悩んでいるものの堅調に推移しており、2023年度も前年度と同水準と予測する。

**宿泊施設**は、アフターコロナにおけるインバウンド需要や日本国内のリベンジ消費を見込み、2023年度も東京や関西を中心に外資系ブランドによる高級ホテルの建設計画が控えていることから、国内の建設投資は堅調に推移すると予測する。

**民間土木投資**は、前年度の発電用土木工事や鉄道工事の受注額に回復傾向がみられることを踏まえ、2023年度は前年度比で微増と予測する。

**図表 4 民間非住宅建築着工床面積の推移**

(単位:千㎡)

年度	2010	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (見通し)	2024 (見通し)
事務所着工床面積 (対前年度伸び率)	4,658 -26.8%	5,805 10.3%	5,536 -4.6%	5,322 -3.9%	5,442 2.3%	5,047 -7.3%	6,796 34.6%	5,490 -19.2%	5,953 8.4%	6,181 3.8%
店舗着工床面積 (対前年度伸び率)	5,727 4.1%	5,570 -7.6%	5,493 -1.4%	5,179 -5.7%	4,118 -20.5%	4,035 -2.0%	4,174 3.4%	4,242 1.6%	4,110 -3.1%	3,914 -4.8%
工場着工床面積 (対前年度伸び率)	6,405 17.6%	8,162 -6.6%	9,073 11.2%	9,889 9.0%	7,638 -22.8%	5,827 -23.7%	7,081 21.5%	8,691 22.7%	8,697 0.1%	8,145 -6.3%
倉庫着工床面積 (対前年度伸び率)	4,234 6.1%	8,496 7.3%	9,768 15.0%	8,625 -11.7%	9,904 14.8%	11,741 18.5%	13,249 12.8%	12,734 -3.9%	12,675 -0.5%	12,304 -2.9%
非住宅着工床面積計 (対前年度伸び率)	37,403 7.3%	45,299 2.7%	47,293 4.4%	46,037 -2.7%	43,019 -6.6%	40,030 -6.9%	43,738 9.3%	43,296 -1.0%	43,630 0.8%	42,908 -1.7%

注1) 非住宅着工床面積計から事務所、店舗、工場、倉庫を控除した残数は、学校、病院、その他に該当する。

注2) データセンターは、注1) 記載の「その他」に含まれる。

注3) 2021年度までは国土交通省「建築着工統計調査」より。

## 5. 建築補修（改装・改修）投資の推移

2023年度の建築補修（改装・改修）投資は、前年度比4.7%増の10兆3,700億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）投資は前年度比4.8%増の1兆7,400億円、民間建築補修（改装・改修）投資は前年度比4.7%増の8兆6,300億円と予測する。

2024年度の建築補修（改装・改修）投資は、前年度比2.9%増の10兆6,700億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）投資は、前年度比1.7%増の1兆7,700億円、民間建築補修（改装・改修）投資は、前年度比3.1%増の8兆9,000億円と予測する。

政府建築補修（改装・改修）について、国土交通省の各種統計によると、近年の受注高や投資額は増加基調にある。今後も省エネルギー対策等により投資は堅調に推移すると見込まれるため、2023年度及び2024年度の投資はそれぞれ前年度比で増加すると予測する。

民間建築補修（改装・改修）について、住宅分野では政府の省エネキャンペーンによる補助金政策等が寄与し、非住宅分野においても設備の更新や省力・省人化に対する関心の高まりを受け、2023年度及び2024年度の投資はそれぞれ前年度比で増加すると予測する。

図表5 建築物リフォーム・リニューアル調査による受注高の推移

(単位:億円)

年度 四半期	2019				2020			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
公共四半期計	3,449	4,172	3,683	4,014	3,380	4,398	2,617	3,337
公共住宅	653	860	897	498	235	667	399	804
公共非住宅	2,796	3,312	2,786	3,516	3,145	3,731	2,217	2,533
民間四半期計	18,934	19,489	18,228	19,915	14,017	15,481	16,396	16,649
民間住宅	5,535	6,819	5,281	5,747	4,460	5,526	6,005	4,773
民間非住宅	13,399	12,670	12,947	14,168	9,558	9,955	10,391	11,876
年度 四半期	2021				2022			
四半期	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
公共四半期計	2,564	3,454	4,424	2,414	2,696	3,692	3,596	2,819
公共住宅	300	737	1,157	274	459	630	470	702
公共非住宅	2,264	2,717	3,267	2,140	2,237	3,062	3,125	2,117
民間四半期計	16,740	18,427	18,317	16,829	16,641	17,183	18,008	18,902
民間住宅	6,362	7,022	7,240	5,929	6,433	7,547	6,736	7,653
民間非住宅	10,378	11,404	11,077	10,900	10,208	9,636	11,273	11,249

図表6 建設工事施工統計調査による維持・修繕工事の完成工事高の推移

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
公共計	13,300	14,265	13,904	15,258	16,632	16,873	17,062	16,758	16,574	23,251	24,416	25,079
公共住宅	2,679	3,243	3,126	3,308	3,495	3,546	3,589	3,792	3,425	4,663	4,605	5,010
公共非住宅	10,621	11,022	10,778	11,949	13,137	13,327	13,473	12,965	13,150	18,588	19,812	20,070
民間計	61,242	72,562	74,647	77,978	76,474	78,576	76,318	79,766	82,726	112,129	106,474	114,213
民間住宅	22,748	27,061	28,030	30,708	29,058	28,963	26,040	26,369	26,640	41,095	39,261	42,496
民間非住宅	38,494	45,501	46,617	47,270	47,415	49,613	50,279	53,397	56,086	71,034	67,214	71,718

注1) 国土交通省「建設工事施工統計調査」より。(2020年以降は欠測値が補完されている)

注2) 完成工事高は、既存の構造物及び付属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事も含まれている。

## 6. マクロ経済の推移

**2023年度の実質GDP成長率は、前年度比1.0%増と予測する。**

公的固定資本形成は前年度比2.3%増(GDP寄与度0.1%ポイント)、民間住宅は同0.3%増(同0.0%ポイント)、民間企業設備は同2.8%増(同0.5%ポイント)と予測する。

経済社会活動の正常化が進んでおり、個人消費や設備投資の持ち直しによる民間需要主導の緩やかな成長が続くと見込まれる。一方で、欧米を中心とした金融引き締めによる景気後退リスクに十分注意する必要がある。

**2024年度の実質GDP成長率は、前年度比1.5%増と予測する。**

公的固定資本形成は前年度比0.1%増(GDP寄与度0.0%ポイント)、民間住宅は同0.5%増(同0.0%ポイント)、民間企業設備は同3.1%増(同0.5%ポイント)と予測する。

前年度からの民間需要主導の緩やかな景気回復が続き、賃上げによる個人消費の拡大やインバウンド需要の回復が期待される。一方で、前年度に引き続き、海外の景気後退リスクや日本国内の金利上昇には十分注視する必要がある。

図表7 マクロ経済の推移

年度	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (見通し)	2024 (見通し)
実質GDP (対前年度伸び率)	5,151,341 2.2%	5,120,647 3.3%	5,394,135 1.7%	5,434,791 0.8%	5,531,736 1.8%	5,545,464 0.2%	5,501,378 -0.8%	5,273,759 -4.1%	5,410,369 2.6%	5,485,374 1.4%	5,538,536 1.0%	5,621,834 1.5%
実質民間最終消費支出 (対前年度伸び率) (寄与度)	2,873,634 1.8% 1.0	2,904,984 1.3% 0.8	2,999,983 0.7% 0.4	2,991,299 -0.3% -0.2	3,021,864 1.0% 0.6	3,023,591 0.1% 0.0	2,995,429 -0.9% -0.5	2,843,767 -5.1% -2.8	2,886,976 1.5% 0.8	2,956,441 2.4% 1.3	2,993,678 1.3% 0.7	3,024,837 1.0% 0.6
実質民間住宅 (対前年度伸び率) (寄与度)	258,377 0.0% -13.0	181,878 4.8% 0.2	204,154 3.1% 0.1	212,952 4.3% 0.2	209,117 -1.8% -0.1	199,028 -4.8% -0.2	204,046 2.5% 0.1	188,532 -7.6% -0.3	186,494 -1.1% 0.0	178,227 -4.4% -0.2	178,712 0.3% 0.0	179,663 0.5% 0.0
実質民間企業設備 (対前年度伸び率) (寄与度)	852,799 7.6% 1.2	736,937 2.0% 0.3	870,900 3.4% 0.5	877,921 0.8% 0.1	902,855 2.8% 0.5	916,867 1.6% 0.3	906,118 -1.2% -0.2	854,170 -5.7% -0.9	871,809 2.1% 0.3	899,269 3.1% 0.5	924,847 2.8% 0.5	953,349 3.1% 0.5
実質政府最終支出 (対前年度伸び率) (寄与度)	920,074 0.4% 0.1	980,575 2.3% 0.4	1,062,615 2.2% 0.4	1,071,875 0.9% 0.2	1,074,942 0.3% 0.1	1,086,800 1.1% 0.2	1,109,733 2.1% 0.4	1,139,398 2.7% 0.5	1,178,170 3.4% 0.7	1,191,107 1.1% 0.2	1,198,283 0.6% 0.1	1,208,651 0.9% 0.2
実質公的固定資本形成 (対前年度伸び率) (寄与度)	299,981 -7.9% -0.5	261,739 -7.2% -0.4	270,810 -1.3% -0.1	272,186 0.5% 0.0	273,949 0.6% 0.0	276,278 0.9% 0.0	280,812 1.6% 0.1	294,618 4.9% 0.3	275,632 -6.4% -0.4	267,491 -3.0% -0.2	273,692 2.3% 0.1	274,024 0.1% 0.0
実質在庫変動 (対前年度伸び率) (寄与度)	7,225 -60.7% -0.2	12,557 -126.2% 1.2	13,504 329.7% 0.2	472 -96.5% -0.2	19,408 4011.9% 0.3	21,535 11.0% 0.0	8,848 -58.9% -0.2	-8,568 -196.8% -0.3	11,292 -231.8% 0.4	22,864 102.5% 0.2	9,785 -57.2% -0.2	18,325 87.3% 0.2
実質財貨サービスの純輸出 (対前年度伸び率) (寄与度)	-46,180 -29.0% 0.4	46,722 937.1% 0.9	-28,828 -15.9% 0.1	7,776 -127.0% 0.7	32,767 321.4% 0.5	23,004 -29.8% -0.2	-3,526 -115.3% -0.5	-40,916 1060.4% -0.7	4,992 -112.2% 0.9	-23,267 -566.1% -0.5	-33,703 44.9% -0.2	-30,256 -10.2% 0.1
名目GDP (対前年度伸び率)	5,341,062 0.8%	5,048,737 1.5%	5,407,408 3.3%	5,448,299 0.8%	5,341,062 -2.0%	5,565,705 4.2%	5,568,363 0.0%	5,375,733 -3.5%	5,506,637 2.4%	5,618,836 2.0%	5,821,811 3.6%	6,002,264 3.1%

注) 2022年度までは内閣府「国民経済計算」(2023年6月8日公表)より。



図表8 建設投資（名目値）の推移

建設投資（名目値）の推移

(単位：億円・%)

項目	年度	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (見込み)	2021 (見込み)	2022 (見通し)	2023 (見通し)	2024 (見通し)
総計		515,676	419,282	566,468	587,399	613,251	618,271	623,280	653,600	666,000	700,200	717,700	726,600
	(対前年度伸び率)	-2.4%	-2.4%	19.3%	3.7%	4.4%	0.8%	0.8%	4.9%	1.9%	5.1%	2.5%	1.2%
1. 建築		297,142	220,991	370,916	383,061	408,592	404,856	401,817	405,300	425,800	433,500	446,900	455,000
	(対前年度伸び率)	0.1%	-2.6%	31.6%	3.3%	6.7%	-0.9%	-0.8%	0.9%	5.1%	1.8%	3.1%	1.8%
(1)住宅		189,675	134,933	164,808	172,209	175,629	172,580	167,478	156,800	164,700	172,300	172,800	174,700
	(対前年度伸び率)	-0.4%	0.7%	5.5%	4.5%	2.0%	-1.7%	-3.0%	-6.4%	5.0%	4.6%	0.3%	1.1%
政府		5,417	5,154	7,898	7,583	6,207	5,214	4,358	4,200	3,600	4,000	4,700	5,200
	(対前年度伸び率)	-18.9%	-8.2%	5.9%	-4.0%	-18.1%	-16.0%	-16.4%	-3.6%	-14.3%	11.1%	17.5%	10.6%
民間		184,258	129,779	156,910	164,626	169,422	167,366	163,120	152,600	161,100	168,300	168,100	169,500
	(対前年度伸び率)	0.3%	1.1%	5.5%	4.9%	2.9%	-1.2%	-2.5%	-6.4%	5.6%	4.5%	-0.1%	0.8%
(2)非住宅		107,467	86,058	130,824	137,223	156,860	153,994	155,383	145,300	148,200	162,200	170,400	173,600
	(対前年度伸び率)	0.9%	-7.3%	4.1%	4.9%	14.3%	-1.8%	0.9%	-6.5%	2.0%	9.4%	5.1%	1.9%
政府		15,110	16,942	34,905	34,795	42,333	38,778	39,078	40,300	40,000	38,700	42,100	42,500
	(対前年度伸び率)	-12.0%	2.7%	2.4%	-0.3%	21.7%	-8.4%	0.8%	3.1%	-0.7%	-3.3%	8.8%	1.0%
民間		92,357	69,116	95,919	102,428	114,527	115,216	116,305	105,000	108,200	123,500	128,300	131,100
	(対前年度伸び率)	3.4%	-9.5%	4.7%	6.8%	11.8%	0.6%	0.9%	-9.7%	3.0%	14.1%	3.9%	2.2%
(3)建築補修(改装・改修)		-	-	75,284	73,629	76,103	78,282	78,956	103,200	112,900	99,000	103,700	106,700
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-2.2%	3.4%	2.9%	0.9%	30.7%	9.4%	-12.3%	4.7%	2.9%
政府		-	-	13,284	13,433	13,196	13,049	14,063	19,200	19,300	16,600	17,400	17,700
	(対前年度伸び率)	-	-	-	1.1%	-1.8%	-1.1%	7.8%	36.5%	0.5%	-14.0%	4.8%	1.7%
民間		-	-	62,000	60,196	62,907	65,233	64,893	84,000	93,600	82,400	86,300	89,000
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-2.9%	4.5%	3.7%	-0.5%	29.4%	11.4%	-12.0%	4.7%	3.1%
2. 土木		218,534	198,291	195,552	204,338	204,659	213,415	221,463	248,300	240,200	266,700	270,800	271,600
	(対前年度伸び率)	-5.5%	-2.2%	1.3%	4.5%	0.2%	4.3%	3.8%	12.1%	-3.3%	11.0%	1.5%	0.3%
(1)政府		169,211	157,724	145,961	154,051	156,064	158,869	167,303	180,600	171,000	169,400	172,200	172,300
	(対前年度伸び率)	-8.3%	0.3%	1.0%	5.5%	1.3%	1.8%	5.3%	7.9%	-5.3%	-0.9%	1.7%	0.1%
(ア)公共事業		150,853	130,198	119,549	128,986	133,094	135,472	141,949	155,400	150,000	144,200	146,800	146,900
	(対前年度伸び率)	-7.9%	-6.4%	-4.1%	7.9%	3.2%	1.8%	4.8%	9.5%	-3.5%	-3.9%	1.8%	0.1%
(イ)その他		18,358	27,526	26,412	25,065	22,970	23,397	25,354	25,200	21,000	25,200	25,400	25,400
	(対前年度伸び率)	-11.3%	52.2%	32.7%	-5.1%	-8.4%	1.9%	8.4%	-0.6%	-16.7%	20.0%	0.8%	0.0%
(2)民間		49,323	40,567	49,591	50,287	48,595	54,546	54,160	67,700	69,200	97,300	98,600	99,300
	(対前年度伸び率)	5.3%	-10.9%	2.3%	1.4%	-3.4%	12.2%	-0.7%	25.0%	2.2%	40.6%	1.3%	0.7%
総計 政府		189,738	179,820	202,048	209,862	217,800	215,910	224,802	244,300	233,900	228,700	236,400	237,700
	(対前年度伸び率)	-8.9%	0.3%	8.6%	3.9%	3.8%	-0.9%	4.1%	8.7%	-4.3%	-2.2%	3.4%	0.5%
総計 民間		325,938	239,462	364,420	377,537	395,451	402,361	398,478	409,300	432,100	471,500	481,300	488,900
	(対前年度伸び率)	1.9%	-4.3%	26.2%	3.6%	4.7%	1.7%	-1.0%	2.7%	5.6%	9.1%	2.1%	1.6%
建築 政府		20,527	22,096	56,087	55,811	61,736	57,041	57,499	63,700	62,900	59,300	64,200	65,400
	(対前年度伸び率)	-13.9%	-0.1%	35.0%	-0.5%	10.6%	-7.6%	0.8%	10.8%	-1.3%	-5.7%	8.3%	1.9%
再建築 民間		276,615	198,895	314,829	327,250	346,856	347,815	344,318	341,600	362,900	374,200	382,700	389,600
	(対前年度伸び率)	1.3%	-2.9%	31.0%	3.9%	6.0%	0.3%	-1.0%	-0.8%	6.2%	3.1%	2.3%	1.8%
土木 政府		169,211	157,724	145,961	154,051	156,064	158,869	167,303	180,600	171,000	169,400	172,200	172,300
	(対前年度伸び率)	-8.3%	0.3%	1.0%	5.5%	1.3%	1.8%	5.3%	7.9%	-5.3%	-0.9%	1.7%	0.1%
土木 民間		49,323	40,567	49,591	50,287	48,595	54,546	54,160	67,700	69,200	97,300	98,600	99,300
	(対前年度伸び率)	5.3%	-10.9%	2.3%	1.4%	-3.4%	12.2%	-0.7%	25.0%	2.2%	40.6%	1.3%	0.7%
民間非住宅建設		141,680	109,683	145,510	152,715	163,122	169,762	170,465	172,700	177,400	220,800	226,900	230,400
	(対前年度伸び率)	4.0%	-10.0%	3.9%	5.0%	6.8%	4.1%	0.4%	1.3%	2.7%	24.5%	2.8%	1.5%

図表9 建設投資（実質値）の推移

建設投資（実質値：2015年度基準）の推移

(単位：億円・%)

項目	年度	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (見込み)	2021 (見込み)	2022 (見通し)	2023 (見通し)	2024 (見通し)
総計		575,087	448,943	566,468	585,774	599,762	585,727	576,790	605,470	589,071	583,706	592,723	600,530
	(対前年度伸び率)	-3.4%	-2.6%	19.0%	3.4%	2.4%	-2.3%	-1.5%	5.0%	-2.7%	-0.9%	1.5%	1.3%
1. 建築		328,948	236,580	370,916	382,078	399,948	384,355	372,698	376,278	375,938	359,503	364,898	368,916
	(対前年度伸び率)	-0.8%	-2.5%	31.3%	3.0%	4.7%	-3.9%	-3.0%	1.0%	-0.1%	-4.4%	1.5%	1.1%
(1)住宅		208,873	143,846	164,808	171,709	172,004	164,178	155,775	146,114	143,248	141,341	140,894	142,002
	(対前年度伸び率)	-1.2%	0.9%	5.7%	4.2%	0.2%	-4.5%	-5.1%	-6.2%	-2.0%	-1.3%	-0.3%	0.8%
政府		5,946	5,489	7,898	7,575	6,067	4,933	4,035	3,896	3,161	3,253	3,814	4,235
	(対前年度伸び率)	-19.7%	-8.0%	6.2%	-4.1%	-19.9%	-18.7%	-18.2%	-3.4%	-18.9%	2.9%	17.2%	11.1%
民間		202,927	138,357	156,910	164,134	165,937	159,245	151,740	142,218	140,087	138,088	137,081	137,767
	(対前年度伸び率)	-0.5%	1.3%	5.7%	4.6%	1.1%	-4.0%	-4.7%	-6.3%	-1.5%	-1.4%	-0.7%	0.5%
(2)非住宅		120,075	92,734	130,824	136,813	153,333	145,552	143,475	134,164	131,616	135,373	139,487	140,932
	(対前年度伸び率)	-0.1%	-7.3%	3.4%	4.6%	12.1%	-5.1%	-1.4%	-6.5%	-1.9%	2.9%	3.0%	1.0%
政府		16,883	18,256	34,905	34,691	41,381	36,652	36,083	37,211	35,524	32,293	34,481	34,515
	(対前年度伸び率)	-12.8%	2.7%	1.7%	-0.6%	19.3%	-11.4%	-1.6%	3.1%	-4.5%	-9.1%	6.8%	0.1%
民間		103,192	74,478	95,919	102,122	111,952	108,900	107,392	96,953	96,092	103,081	105,006	106,417
	(対前年度伸び率)	2.3%	-9.5%	4.0%	6.5%	9.6%	-2.7%	-1.4%	-9.7%	-0.9%	7.3%	1.9%	1.3%
(3)建築補修(改装・改修)		-	-	75,284	73,556	74,611	74,625	73,448	96,000	101,074	82,789	84,517	85,982
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-2.3%	1.4%	0.0%	-1.6%	30.7%	5.3%	-18.1%	2.1%	1.7%
政府		-	-	13,284	13,420	12,937	12,439	13,082	17,860	17,278	13,926	14,231	14,332
	(対前年度伸び率)	-	-	-	1.0%	-3.6%	-3.8%	5.2%	36.5%	-3.3%	-19.4%	2.2%	0.7%
民間		-	-	62,000	60,136	61,674	62,186	60,366	78,140	83,796	68,863	70,286	71,649
	(対前年度伸び率)	-	-	-	-3.0%	2.6%	0.8%	-2.9%	29.4%	7.2%	-17.8%	2.1%	1.9%
2. 土木		246,139	212,363	195,552	203,696	199,814	201,372	204,092	229,192	213,133	224,203	227,824	231,615
	(対前年度伸び率)	-6.7%	-2.6%	1.0%	4.2%	-1.9%	0.8%	1.4%	12.3%	-7.0%	5.2%	1.6%	1.7%
(1)政府		190,844	169,161	145,961	153,409	152,219	149,719	153,944	166,449	151,731	142,696	145,345	147,342
	(対前年度伸び率)	-9.6%	-0.2%	0.7%	5.1%	-0.8%	-1.6%	2.8%	8.1%	-8.8%	-6.0%	1.9%	1.4%
(ア)公共事業		170,263	139,847	119,549	128,344	129,721	127,563	130,468	143,094	133,097	121,627	124,159	125,859
	(対前年度伸び率)	-9.2%	-6.8%	-4.4%	7.4%	1.1%	-1.7%	2.3%	9.7%	-7.0%	-8.6%	2.1%	1.4%
(イ)その他		20,581	29,314	26,412	25,065	22,498	22,156	23,476	23,355	18,634	21,069	21,185	21,483
	(対前年度伸び率)	-13.0%	51.7%	32.3%	-5.1%	-10.2%	-1.5%	6.0%	-0.5%	-20.2%	13.1%	0.6%	1.4%
(2)民間		55,295	43,202	49,591	50,287	47,595	51,653	50,148	62,743	61,402	81,507	82,480	84,273
	(対前年度伸び率)	5.2%	-11.2%	2.0%	1.4%	-5.4%	8.5%	-2.9%	25.1%	-2.1%	32.7%	1.2%	2.2%
総計 政府		213,673	192,906	202,048	209,095	212,604	203,743	207,144	225,416	207,694	192,168	197,870	200,425
	(対前年度伸び率)	-10.2%	-0.1%	8.2%	3.5%	1.7%	-4.2%	1.7%	8.8%	-7.9%	-7.5%	3.0%	1.3%
総計 民間		361,414	256,037	364,420	376,679	387,158	381,984	369,646	380,054	381,377	391,538	394,852	400,106
	(対前年度伸び率)	1.1%	-4.3%	26.0%	3.4%	2.8%	-1.3%	-3.2%	2.8%	0.3%	2.7%	0.8%	1.3%
建築 政府		22,829	23,745	56,087	55,686	60,385	54,024	53,200	58,967	55,963	49,472	52,526	53,083
	(対前年度伸び率)	-14.7%	0.0%	34.3%	-0.7%	8.4%	-10.5%	-1.5%	10.8%	-5.1%	-11.6%	6.2%	1.1%
再建築 民間		306,119	212,835	314,829	326,392	339,563	330,331	319,498	317,311	319,975	310,031	312,373	315,833
	(対前年度伸び率)	0.4%	-2.8%	30.8%	3.7%	4.0%	-2.7%	-3.3%	-0.7%	0.8%	-3.1%	0.8%	1.1%
土木 政府		190,844	169,161	145,961	153,409	152,219	149,719	153,944	166,449	151,731	142,696	145,345	147,342
	(対前年度伸び率)	-9.6%	-0.2%	0.7%	5.1%	-0.8%	-1.6%	2.8%	8.1%	-8.8%	-6.0%	1.9%	1.4%
土木 民間		55,295	43,202	49,591	50,287	47,595	51,653	50,148	62,743	61,402	81,507	82,480	84,273
	(対前年度伸び率)	5.2%	-11.2%	2.0%	1.4%	-5.4%	8.5%	-2.9%	25.1%	-2.1%	32.7%	1.2%	2.2%
民間非住宅建設		158,487	117,680	145,510	152,409	159,547	160,553	157,540	159,696	157,494	184,588	187,486	190,690
	(対前年度伸び率)	3.3%	-10.1%	3.3%	4.7%	4.7%	0.6%	-1.9%	1.4%	-1.4%	17.2%	1.6%	1.7%

(担当：研究員 郷治 卓真)

※「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の次回発表は2023年10月中旬の予定。

### Ⅲ. 約束手形の歴史と 2026 年の利用廃止に向けた動向

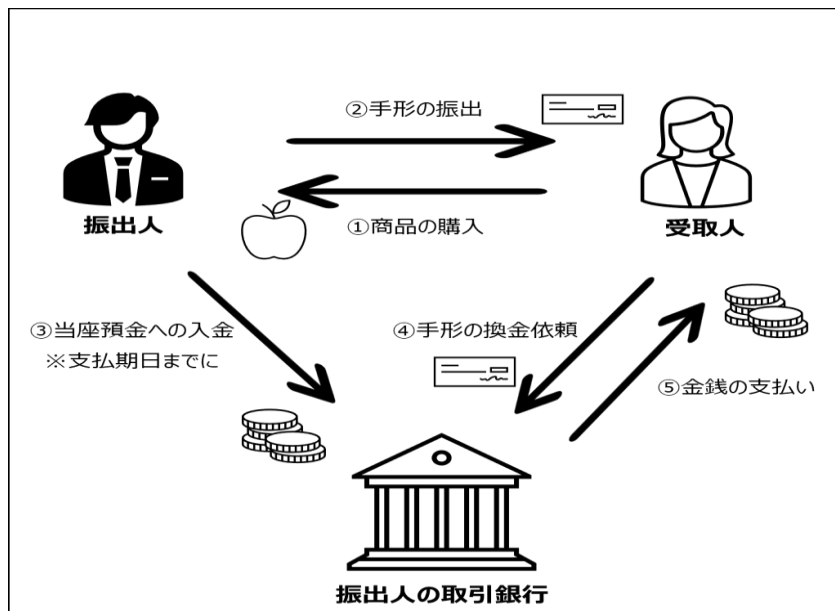
#### 1. はじめに

2021 年 2 月、経済産業省は「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を開催し、約束手形・小切手の利用について、2026 年をめどに廃止する方針を示した。

約束手形とは、代金を支払う「振出人」が、「受取人」に対して、手形に書かれた金額を期日に支払うことを約束する証券である。(図表 1) 現金取引では不可能な商業活動を可能とする信用取引として、建設業をはじめとする特定の産業では現在も利用されている。一方、即時の現金化が可能である小切手とは異なり、約束手形は現金化に時間がかかり、手形支払時の割引手数料も受取人が負担するケースが大半であるなど、受取側の資金繰りを圧迫する要因となることが多い。また、インターネットバンキングなど電磁的方式での支払や決済が一般化する昨今において、紙面で一連の手続きを行うことにより生じるリスクやコストといった課題もあることから、その改善に向けた有識者会議で検討が続けられてきた結果、廃止の方針に至っている。

本稿では、約束手形の歴史や現状の利用状況、その利用にあたっての問題点を整理しつつ、2026 年の約束手形の利用廃止に向けた動向についてまとめた内容となっている。なお、文中に述べた意見については筆者個人の見解に基づくものであり、組織としての見解、意見に基づくものではないことを予めお断りしておく。

図表 1 約束手形の仕組み



(出典) 筆者にて作成

<sup>1</sup> 一般社団法人全国銀行協会のパンフレットでは、約束手形を「今は手元にお金がないけれど、将来確実にお金が入る予定がある、というときに使われます。」と説明している。

## 2. 約束手形の歴史と現状

### ①約束手形の歴史

手形は江戸時代から存在した商習慣であるが、明治時代以降に法整備、制度整備が進められ、普及、確立されてきた。(図表 2) 約束手形に関する法整備は、1882 年に制定された為替手形約束手形条例に始まり、1932 年には現行法である手形法が制定された。その後、1965 年の下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）改正により、「下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること」（割引困難な手形の交付）が親事業者の禁止事項となり、その改正に基づき 1966 年、公正取引委員会と中小企業庁より「下請代金の支払手形のサイト<sup>2</sup>短縮について」、いわゆる「手形通達」が発出された。その後 50 年間、手形通達は改正されなかったが、サイトの長期硬直化や下請事業者への割引料負担の偏在、また、決済手段の電子化促進から、2016 年、そして 2021 年に改正された。(図表 3)

また、法整備と並行して、手形交換所の設立や不渡処分制度の創設などの制度整備も進められた。手形交換所とは、一定の地域内にある銀行が、取引先から受入れた他行払いの手形、小切手などを一定の時間に持寄って相互に交換し、集中決済する場所をいう。手形取引の利便性、信頼性を高める役割を果たしていたが、2022 年に全国 179 ヶ所で業務を終了し、電子交換所へ業務を移行している。(図表 4)

図表 2 約束手形の歴史

年	約束手形に関する法整備	下請法に関する手形通達	手形交換所
1879			大阪手形交換所 設立
1882	為替手形約束手形条例 制定		
1887			東京手形交換所 設立
1890	商法第一編第十二章「手形及び小切手」に規定		
1894			東京手形交換所 不渡処分制度創設
1899	商法第四編「手形」に規定		
1932	手形法 制定		
1965		下請法 改正 ※割引困難な手形の交付を親事業者の禁止事項とする	
1966		手形通達「下請代金の支払手形のサイト短縮について」 発出	
2016		手形通達「下請代金の支払手段について」 発出	
2021		手形通達「下請代金の支払手段について」 発出	
2022			手形交換所（全国179ヶ所）の業務終了、電子交換所へ業務移行

(出典) 筆者にて作成

<sup>2</sup> 手形が発行される振出日から、その手形を現金化できるようになる支払期日までの期間のこと。

図表3 手形通達の経緯

年月日	通達名	内容
1966.3.11	「下請代金の支払手形のサイト短縮について」	手形サイトを原則として、繊維業は <b>90日以内</b> 、その他の業種については <b>120日以内</b> とし、下請法の趣旨を踏まえ、さらに短縮するよう努めること。
2016.12.14	「下請代金の支払手段について」(旧通達)	①下請代金をできる限り現金払いにすること、②手形割引料(金利分)を下請事業者の負担とならぬよう、十分協議すること、③手形サイトを <b>将来的には60日以内とするよう努めること</b>
2021.3.31	「下請代金の支払手段について」	旧通達の①、②を継続、③手形サイトを <b>60日以内とすること</b> 、④これらを <b>3年以内をめど</b> として可能な限り速やかに実施すること

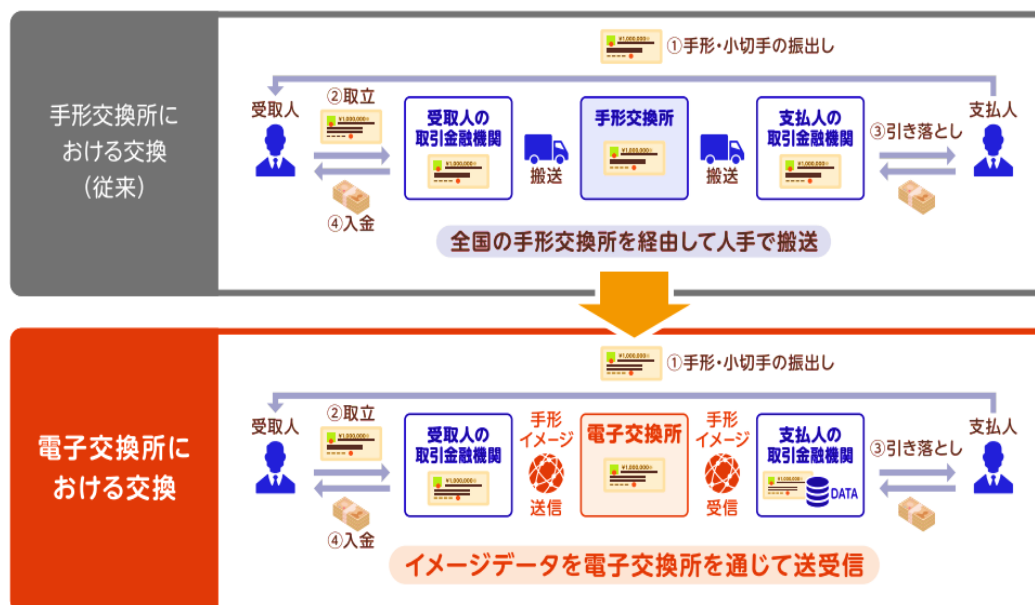
(出典) 筆者にて作成

図表4



## 電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



(出典) 全国銀行協会パンフレット

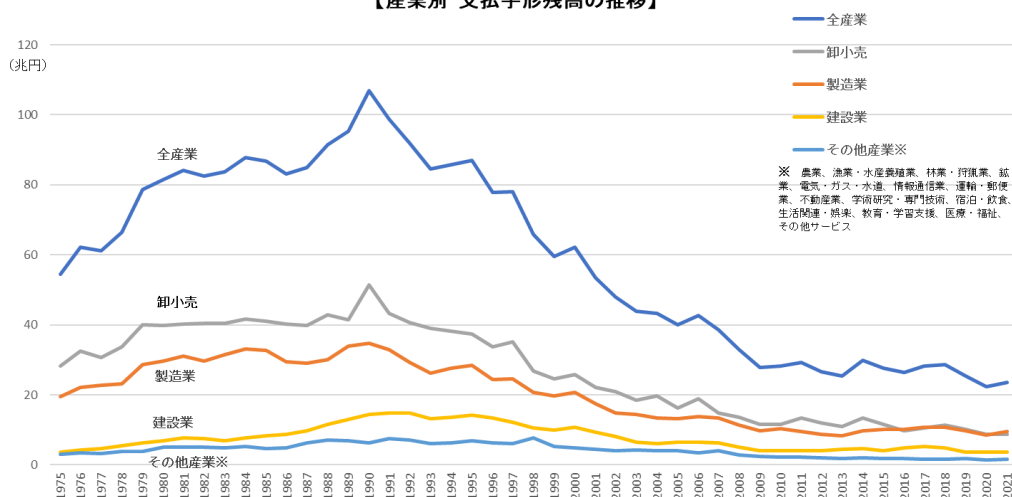
## ②約束手形の現状

1990年代に入り、それまで資金不足であった法人（民間非金融法人企業）が資金余剰に転じたことや、インターネットバンキングやファクタリング等の多様な決済手段が普及したことを背景に、手形の発行残高は減少傾向にある。1990年度の100兆円超をピークに減少に転じ、足下は約25兆円まで減少している。ただし、2007年度以降下げ止まっており、近時は若干の上昇も見られる。（図表5）

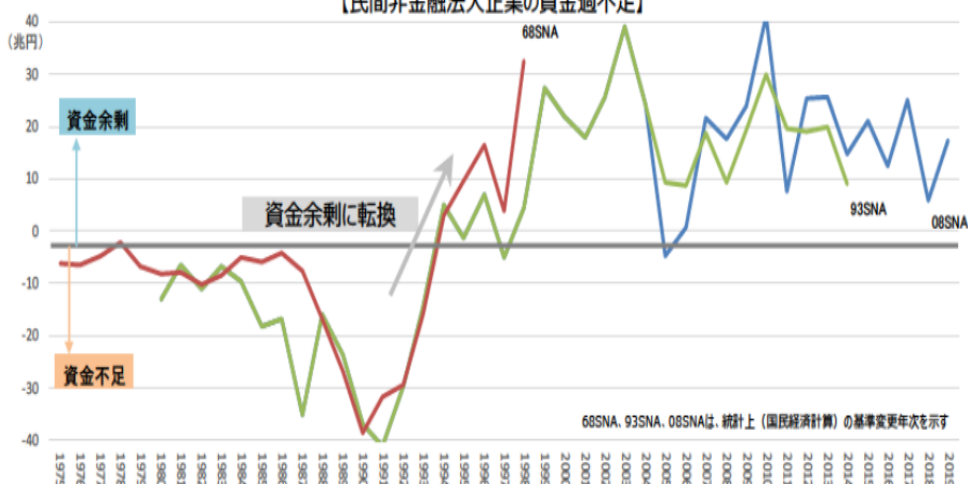
業種によっての特徴も見られ、とりわけ卸小売、製造、建設業において多く用いられている。特に建設業など客先から支払を受けるまで時間を要す業種においては、自らも支払を猶予してもらうためであったり、下請等の支払先が多く個別の振込手続きが煩雑であるために約束手形が用いられているといった傾向がある。

図表5

【産業別 支払手形残高の推移】



【民間非金融法人企業の資金過不足】



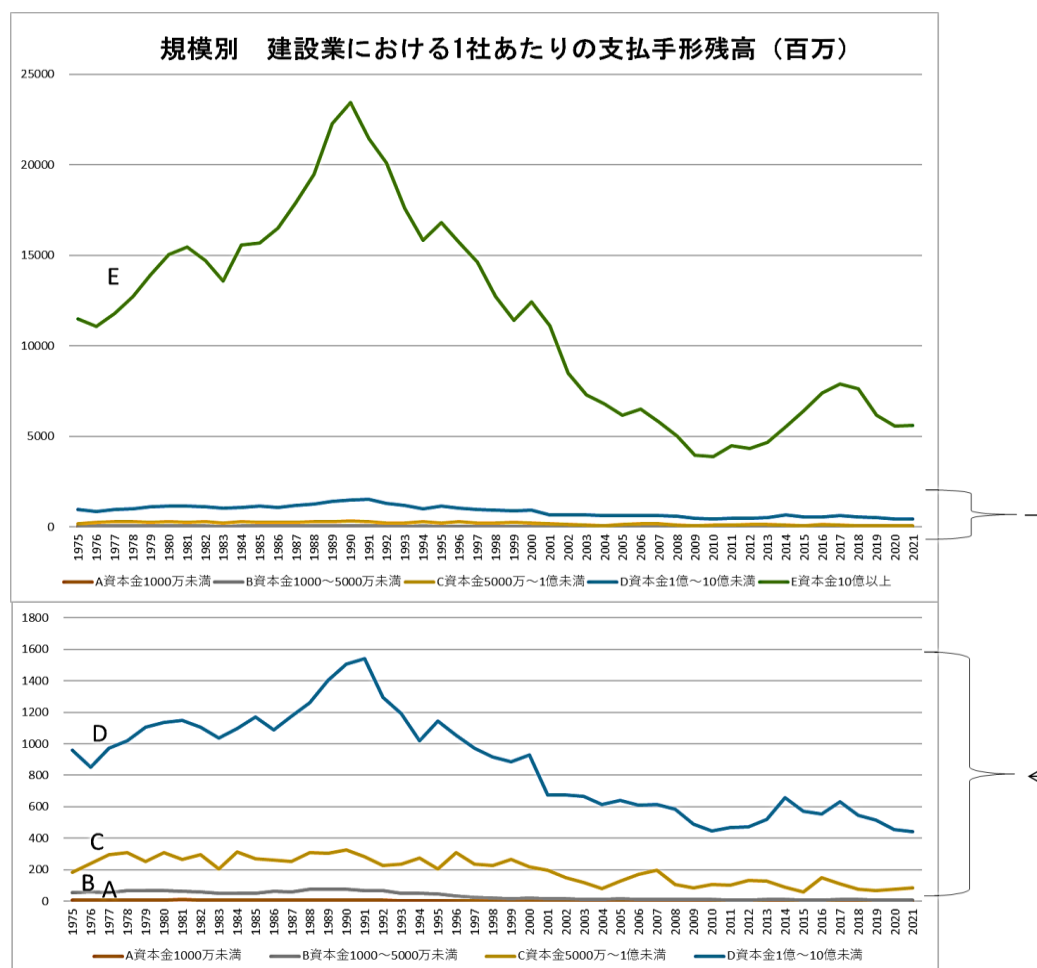
（出典）上 法人企業統計に基づき筆者にて作成

下「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」報告書



建設業の企業規模別に目を向けると、資本金10億円以上の大企業の発行残高が大きい。全産業の傾向と同じく1990年度をピークに減少基調に転じているが、2010年代に入り微増傾向となっている。(図表6)

図表6



(出典) 法人企業統計に基づき筆者にて作成

### 3. 約束手形の問題点

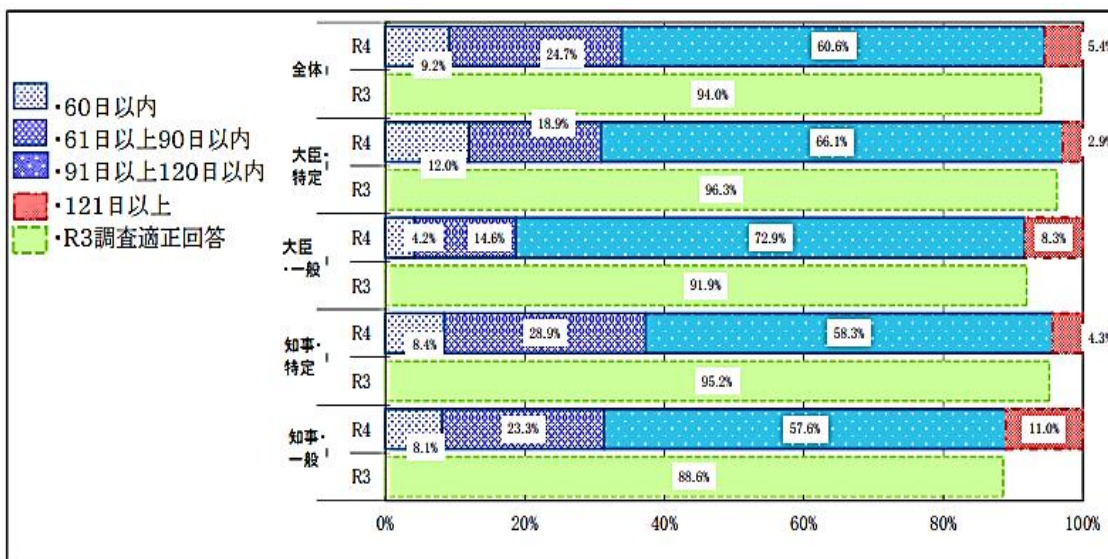
#### ①受取側に資金繰りの負担を求める取引慣行

約束手形を利用するにあたり、一番大きな課題は取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行である。特に、現金振込と比較して長い支払サイトと、手形を現金化する際に受取側に割引手数料の負担を求める取引慣行は、受取側の資金繰りを圧迫する弊害を伴う。

国土交通省が全国の建設業者に対して実施したアンケート調査(対象数14,000社、回答数11,079社)「令和4年度下請取引等実態調査の結果について」によれば、手形サイトについて、2021年改正の手形通達にて求められているサイト60日以内の回答率は、僅か9.2%である。(図表7) また、手形の現金化にかかる割引料負担の協議については、下請事業者

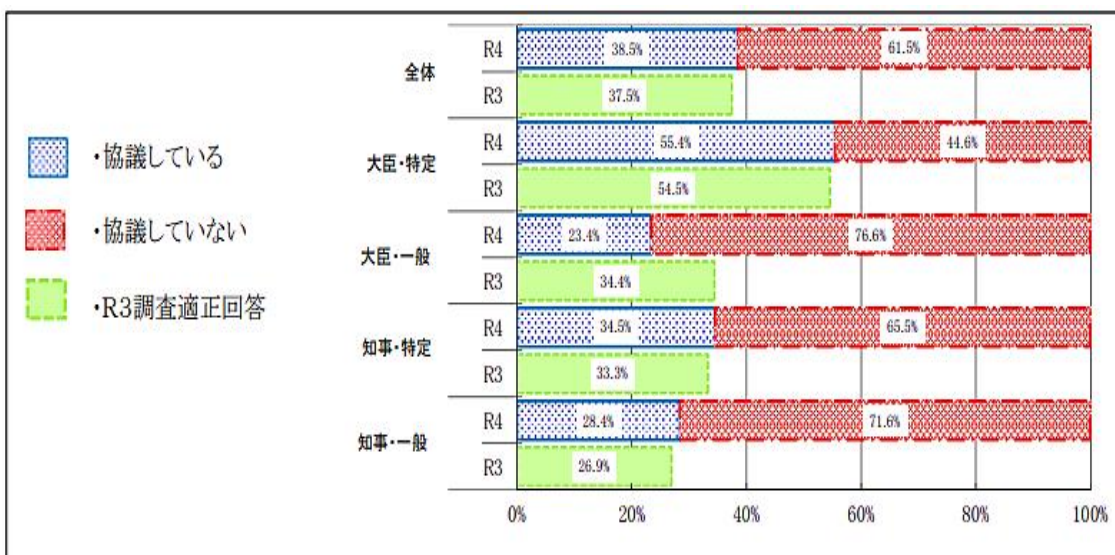
の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議しなければならないが、「協議している」の回答率は38.5%に留まり、約6割が下請事業者との十分な協議を得ないまま下請代金を決定している。(図表8)

図表7 手形サイト



(出典) 国土交通省「令和4年度下請取引等実態調査の結果について」

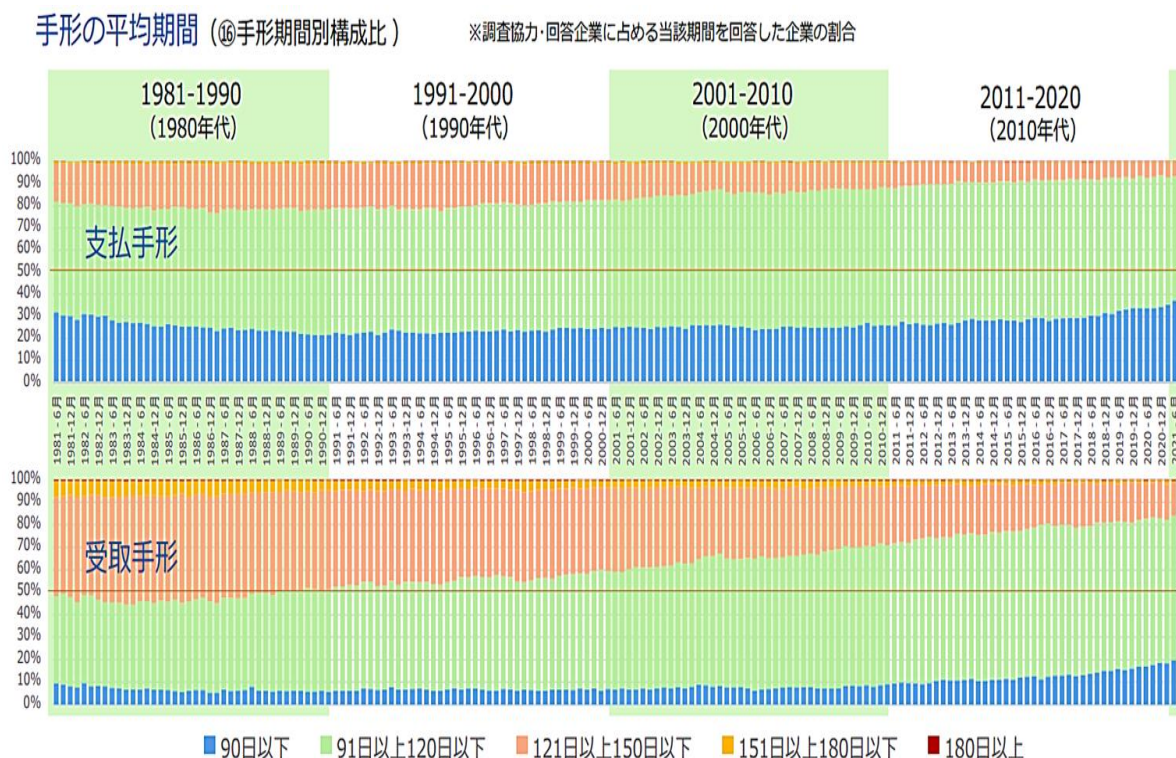
図表8 手形の現金化等にかかる割引料負担の協議



(出典) 国土交通省「令和4年度下請取引等実態調査の結果について」

余談を一つ。現在は 2021 年に改正された手形通達に基づき、振出から決済まで 60 日以内の約束手形とすることが求められている（現状ペナルティはなし）、と度々述べているところだが、現状でも 91~120 日以内の約束手形が多く流通している状況である。それでも、一時期と比較すると少しずつ短縮化されてきてはいるのだが、かつては 151~180 日、もしくはそれ以上の約束手形も少数ながら流通していた。なんと振出から半年以上も現金化できない手形である。受取側への負担が非常に大きいサイトだが、当時の元請と下請のパワーバランスが垣間見えなくもない。（図表 9）

図表 9 手形の平均期間（1981-2020）※建設業



（出典）東日本建設業保証㈱「景況調査 40 年の結果に見る建設業の歩み」

## ②「紙」を取り扱う事務負担・リスク負担

約束手形の場合、発行、保管、流通、取立という一連の支払手続きにおいて、現物である紙の管理、授受が伴うことになる。そのため、手形の振出人、受取人、金融機関のそれぞれにおいて「紙幣」と同等の管理が必要となり、その過程では様々なコストと管理が存在する。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」にて、全面的な電子化が実現した場合の社会全体での経済効果は、イニシャルコストが 245 億円/年、ランニングコストは▲401 億円/年とし、電子化初年度から▲155 億円/年のコスト削減、2 年目以降はランニングコスト分の▲401 億円/年のコスト削減効果を推計している。（図表 10）

図表 10 手形・小切手の「全面的な電子化」が実現した際の経済効果

利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト（年間）		（億円）
IT化	PC購入費用	147
	IT教育研修費	22
		98
電子記録債権・EBへの切替	EB初期契約料	1
	電子記録債権・EBの契約・セットアップ等	24
	取引先との調整・商取引契約更新のコスト	73
合計		245

利用者全体のランニングコスト削減効果（年間）		（億円）	
	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減量
人件費	607	299	▲309
システム・諸経費	40	36	▲5
手形・小切手輸送費	33	0	▲33
領収書輸送費	8	0	▲8
紛失等リスク費用	0	0	0
PC利用に係る電気代	0	2	2
PC用セキュリティソフト料金	0	3	3
インターネット等通信料金	0	30	30
銀行手数料	177	274	97
用紙交付手数料	51	0	▲51
取立手数料	126	0	▲126
電子記録債権手数料等	0	99	99
EB月額利用料等	0	175	175
印紙	184	0	▲184
手形印紙代	41	0	▲41
領収書印紙代	142	0	▲142
合計	1,008	608	▲401

（出典）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

「産業界における手形・小切手の利用実態等に関する調書」を基に筆者にて作成

### ③不渡りによる倒産リスク

今回の約束手形の利用廃止の動向との関連性は薄いですが、約束手形を利用するにあたり、振出人が特に注意しなければならないのは、不渡りである。不渡りとは、当座預金残高が不足し支払期日に手形額面通りの支払ができない状態を指すが、この不渡りは一度発生すると不渡り処分を受けることとなり、全ての金融機関にその通知が行われる。もし6か月以内に2度不渡りが発生した場合、銀行取引停止処分となり、当座預金での取引や融資の利用が不可能となる。つまり、事実上倒産したとみなされ、社会的信用を著しく失うこととなり、さらには受取人の連鎖倒産リスクを高めることにもなる。

なお、不渡り処分は手形交換所の規則に則り運営されていたが、2022年11月の電子交換所への業務移行に伴い、当該事業も電子交換所へ移行されている。



## 4. 2026年の約束手形の利用廃止に向けた動向

### ①中小企業庁の取組

以上述べてきたように、約束手形の問題点を踏まえ、2026年の利用廃止にあたっては、従来の取引慣行を見直す必要があるとして、中小企業庁は金融界、産業界に対し「約束手形の利用廃止に向けた自主行動計画」を策定するように求めている。

金融界に対しては、決済関連手数料の見直し、電磁的方式での決裁の普及促進、支払サイトの短縮や約束手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援等の検討を促している。

産業界に対しては、手形サイトの短縮化や振出人による割引料の負担および割引料の明示等の運用改善、延いてはサプライチェーン全体への働きかけによる約束手形の利用廃止の検討を促している。

また、毎年3月には、サプライチェーン全体での取引適正化に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各業界の取組状況について適宜フォローアップを行っており、直近では2023年3月に会議を開催している。

### ②金融界：一般社団法人全国銀行協会の取組

中小企業庁の自主行動計画策定の要請を受け、一般社団法人全国銀行協会（以下、全銀協）では、2021年4月から2023年6月までの計12回に渡り、「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」を開催している。金融界全体としての取組目標を掲げ、毎年3月にフォローアップを行っており、自主行動計画においては、2026年度末までに全国手形交換所（電子交換所）における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを最終目標として掲げている。なお、2022年度においては、削減量は年間削減目標に対し、達成率が約67%と未達となっていることが報告されている。（図表11）

### ③建設業界：一般社団法人日本建設業連合会の取組

建設業界においては、一般社団法人日本建設業連合会（以下、日建連）が、2017年3月に国土交通省からの要請を受け「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を策定し、専門工事企業等との取引条件改善等の取組が図られていた。その後、中小企業庁からの約束手形の利用廃止に向けた自主行動計画策定の要請、2021年7月には国土交通省から更なる下請代金の支払の適正化を図るとして改定の要請を受け、同年10月に自主行動計画の第1回改定を行っている。さらに、2022年8月には、国土交通省から下請取引適正化を更に進めるとして再改定の要請を受け、2023年3月、自主行動計画について第2回改定を行っている。改定においては、2026年までに電子記録債権等への移行を促進すること、会員会社は全てパートナーシップ構築宣言を実施し、積極的に取引適正化に向け取り組んでいくこと等がポイントとなっている。（図表12）

図表 11 全銀協の自主行動計画（2023 概要）

2023年度の取組み・終わりに	
<p>■ 2023年度は、産業界の利用実態調査の結果を踏まえ、<b>新たな取組み・方針要否について検討を実施するほか、2018年に取りまとめられた報告書における中間的な目標にもとづき、電子化推進状況の総括を実施する</b></p> <p>■ 今後は、手形・小切手一体での全面的な電子化の周知や電子交換所における<b>約束手形等の取扱いの廃止に係る判断基準の検討を進めていく必要あり</b></p>	
2023年度の取組み	終わりに
<p>① 産業界における手形・小切手の利用実態等に関する調査結果を踏まえ、<b>新たな取組み・方針要否について検討実施</b>（2023年6月頃に調査結果を検討会に報告予定）</p> <p>② 金融庁・中小企業庁等の関係省庁と連携のうえ、<b>産業界への働きかけ強化</b></p> <p>③ <b>官と民、産業界と金融界が連携して、周知活動の活性化</b>を図り、特に小切手の全面的な電子化の認知度を向上</p> <p>④ 引き続きでんさいネットとも連携のうえ、<b>電子化に係る周知・広報を強化・継続</b></p> <p>⑤ 手形・小切手以外の交換証券類（その他証券類）について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、<b>交換枚数の極小化に向けた取組みを具体化</b></p> <p>⑥ 2023年度は、2018年12月に取りまとめられた「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」における中間的な目標（5年間で約6割が電子的な方法に移行）の最終年度であり、<b>電子化推進状況の総括を行うとともに、2024年度以降に実施すべき対策を改めて検討</b></p>	<p>■ 2022年は自主行動計画にもとづく単年目標に対し、<b>達成率約67%と未達</b>であり、前年の達成率約95%と比べても大幅に後退</p> <p>■ <b>特に小切手の削減が手形に比べ不芳</b>であり、産業界の利用実態調査の結果も踏まえつつ、<b>手形・小切手一体で全面的な電子化を進めていく必要あり</b></p> <p>■ 更なる認知度向上に向けては、2022年度に作成したチラシや動画について有効な活用方法を検討するとともに、引き続き企業向け<b>オンラインセミナーの開催や電子化推進強化月間を設定</b></p> <p>■ 2024年度に実施する行動計画の中間的な評価や、それを踏まえた電子交換所における約束手形等の取扱いの廃止判断を見据え、<b>2023年度は、その評価軸や判断基準の明確化に向け、検討を進めていく必要あり</b></p>
© 2023 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION <span style="float: right;">3</span>	

（出典）全銀協「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書（2022年度）（概要）」

図表 12 日建連の自主行動計画（2023 改定概要）

## 「自主行動計画改定」のポイント

### 1. 約束手形の利用廃止について

「(3)下請代金支払の適正化」の実施事項に以下を追加

・政府が掲げる「2026年までの約束手形の利用の廃止」の方針に向け、理事会等において会員会社に働きかけることにより、会員会社の支払の現金払化の促進、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促進する。

### 2. 「パートナーシップ構築宣言」の実施の促進について

「(4)協力会社に対する普及啓発・支援活動および定期的なフォローアップ」の実施事項に以下を追加

・会員会社は全て、パートナーシップ構築宣言(※)を実施し、積極的に取引適正化に向け取り組んでいくこととする。

(※)経済界と関係省庁(内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省)の連携により創設された『パートナーシップ構築宣言』の仕組みは、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。

### 3. 価格交渉の促進について

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に以下を追加

・原材料費、労務費、エネルギーコスト等の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生し、契約締結後に下請負人から協議の申出があった場合には元請負人は適切に協議に応じることとする。

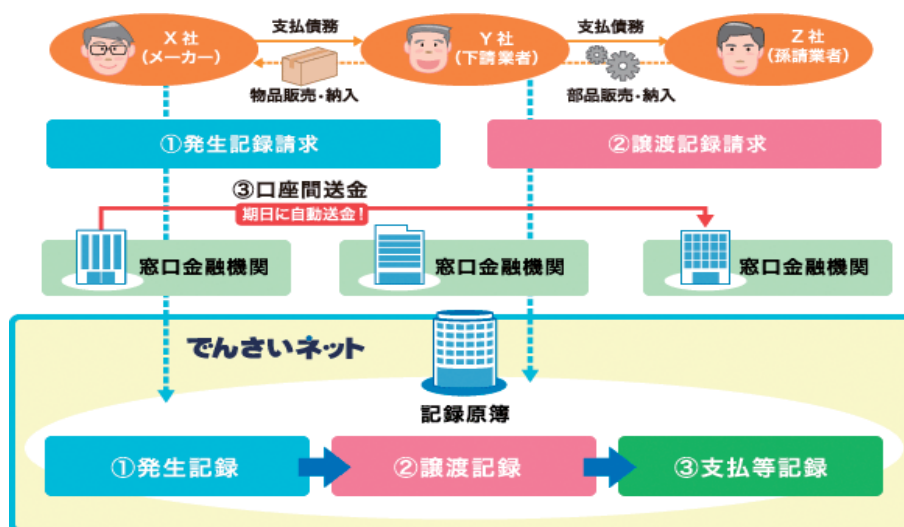
（出典）日建連「自主行動計画改定のポイント」

## 5. 約束手形に代わる資金調達手段

### ①電子記録債権

電子記録債権とは、手形に代えて電子的に債権を発生・譲渡等することができる決済手段である。手形と異なり、ペーパーレス化による事務負担の軽減や管理コストの削減、複数の支払手段を一本化できるという効率化を図ることが可能である。また、電子記録債権サービスを展開する機関は複数あり、全銀協により設立された(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）では、電子記録債権として「でんさい」を取り扱っている。（図表 13）

図表 13 でんさいネットの取引イメージ



(出典) 全銀協 HP

### ②インターネットバンキング等による現金振込

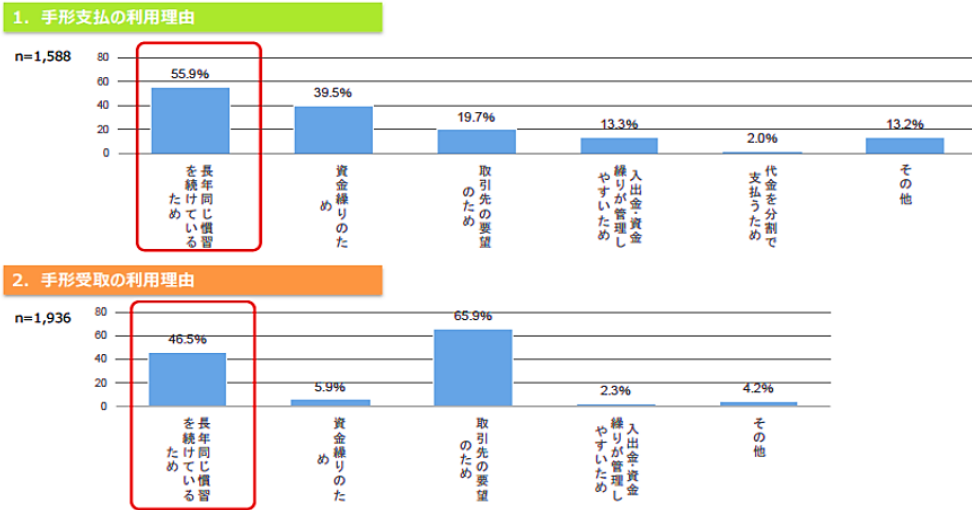
支払サイトの短縮化といった観点から見ても、インターネットバンキング等の電磁的方式による決済は非常に効果的であると言える。それでも、手形を利用する企業がなかなかそれらの方法に踏み込めない阻害要因は、手形取引が業界の商慣習となっていることや、目の前の資金繰りに少しでも余裕を持たせるため、といった理由によるものが多い。（図表 14）

### ③ファクタリング

売掛債権を期日前に譲渡することで現金を得る債権譲渡契約であり、中小企業の資金調達円滑化の観点から、経済産業省も推奨している。ただし、近時はファクタリングを装った高金利の貸付けを行うヤミ金融業者も確認されており、インターネット上からの簡易な申込手続きにそそられて利用してしまう事業者も多い。ファクタリングを利用する際には、相手が適切な債権譲渡先かどうか、申込前に踏みとどまって情報収集、精査する必要がある。

(図表 15)

図表 14 手形の利用理由



(出典) 中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」報告書

図表 15 偽装ファクタリングの注意喚起

～経営者の皆様～  
**その資金調達大丈夫ですか？**

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「**ファクタリング**」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。

**被害が疑われる事例**

- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買取約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

(出典) 金融庁 HP



## 6. おわりに

以上、約束手形の歴史に紐づく法整備、制度整備に触れつつ、現状の利用状況や問題点、利用廃止に向けた各業界の取組について、網羅的に述べてきた。

筆者個人の見解となるが、本稿で約束手形の課題として挙げた「取引慣行の改善」と、「紙からの電子化」は、約束手形の利用廃止に向けた重要な課題であることは共通しているが、内包する問題の本質は全く異なるものだろう。前者は、企業間取引における下請事業者等の資金調達円滑化を図る目的のものであり、後者は、業務効率化や人手不足への対応、中長期的な経済コスト削減が大きな目的である。たとえば、目の前の資金繰りに精一杯で約束手形を利用する中小企業に、業務効率化や社会的な経済コスト削減の重要性を説いたところで、果たして、初期費用を投じてまで、慣れた取引慣行から脱却し電子記録債権に移行してくれるだろうか。言い換えれば、建設業界として全面的な電子化を強行したところで、下請事業者に対する支払条件が改善されなければ、本来の趣旨である資金調達円滑化の目的を見失うことになる。

もちろん、ペーパーレス化や電子化は何も約束手形に限った話ではなく、少子高齢社会における必然的な時代の潮流であり、社会経済が成長する上で不可欠だ。国や業界の取組に対し、中小企業自身の努力も当然求められる。業界団体の横の繋がり、セミナーへの参加、役所・役場の支援窓口活用など、経営者が情報収集できる機会は少なからず提供されている。経営課題に対する意識と行動が、経営者自身にも伴うことが肝要だ。

だからこそ、中小企業庁は、金融界、産業界に自主行動計画の策定を要請し、各業界で連携しながら取組を行っているのである。そもそも、ゼネコン等の大企業は、約束手形廃止の方針が示される以前から、既に約束手形からの脱却、電子記録債権への移行が進んでいた。やはり、目を向けるべきは中小企業がいかに電子化のメリットを感じられるか、その環境をいかに構築するか、ではないだろうか。

めどとなる 2026 年まで、残り約 3 年だ。まだ猶予があるようで、残された時間は実は少ない。江戸、明治から続いた商慣行からの脱却には相応の時間を要するだろうし、約束手形に依存している中小企業は、今のうちに手元資金の留保を、と考えるかもしれない。そのような中小企業が取り残されることなく円滑に事業を継続できるような環境構築を、官民双方に期待したい。

(担当：研究員 幸喜 周斗)

筆者は、某ゼネコンから建設経済研究所に出向しており、着任から4か月が経過した。当研究所では出向元での業務とは全く異なる分野の業務に取り組んでおり、一例を挙げると、統計や深層学習を用いた国内建設投資額の推計がある。当研究所での業務は、これまでの経験だけでは遂行できず、例えば `python` というプログラミング言語を解説するなど、新たな知識やスキルを身につける必要があると感じている。先日、勉強の一貫として AI 実装検定という試験の B 級を受験し、無事に合格できた。B 級は初学者向けの簡単な試験であるが、AI に関する基本的な事項を学ぶことができた。

世間一般では、新たなスキルや知識を身につけることを“リスキリング”と呼び、他業界（特に製造業など）を見渡すと全社員に DX 教育を実施し、急速にデジタル化を進めている企業が数多くある。一方で建設業はどうか？一部の企業は全社員に DX 教育を始めているようだが、建設業界全体としてはまだまだではないだろうか？

他産業と比較して働き方やデジタル化など様々な面で遅れがちな建設業界であるが、生産性向上のためにデジタル化を早急に推し進めなければならない。新入社員の時、当時の上司から「昔は1人1台 PC を与えられておらず、順番に使っていた」という話を聞いたことがあった。今振り返ると、PC 普及期に共有で使うことは当たり前のことであると思うが、当時はとても驚いたことを鮮明に覚えている。現在では、1人1台 PC を所有することが当たり前になり、Word、Excel、PowerPoint などのツールを使えなければ仕事にならないと言っても過言ではない。この先 10 年後、20 年後（もしかするともっと早いかもしれないが）、プログラミングや AI を使いこなせなければ仕事ができない時代が到来するのではないかと想像している。建設業界全体として来る未来に備え準備を進めなければならないが、建設業界全体がデジタル化を進める第一歩として、まずは、役員・管理職・中堅・若手と立場によらず、現在建設業に従事している我々が時代の変遷に合わせて絶えずスキルをアップデートしていきたい。3K（きつい、汚い、危険）とも言われ、学生から人気があるとは言い難い建設業界であるが、こうしたデジタル化も、今後入職してくる新社会人から“魅力ある業界”や“働きやすい業界”として認識されることに繋がっていくのではないかと。その結果、建設業が他産業の先を行く業界となり、日本の産業界を牽引するような存在になれば、世間からの建設業界に対する認識も変わっていくはずである。

筆者は、業務に関連する統計やプログラミング、深層学習に関する勉強を今後も継続していきたい。こうした取組がリスキリングの一貫となり、当研究所だけでなく出向元に帰任してからの業務にも役立てば幸いである。（筆者の場合は、現時点でこれといったスキルを身につけているわけではないため、リスキリングではなく単なる“スキリング”であるかもしれない。。）

（担当：研究員 郷治 卓真）